平成27年度 大東市教育委員会 7月 定 例 会 会 議 録

1. 開催年月日 平成27年7月30日(木) 午前 9時30分~午後 0時00分

2. 開催場所 大東市教育委員会会議室

3. 出席者(5名)

・教育長
・教育委員
・教育委員
・教育委員
・教育委員
・教育委員
・教育委員
水野 達朗

4. 出席説明員(15名)

• 学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長	品川	知寛
• 学校教育部指導監	松下	佳司
• 生涯学習部長	南田	隆司
• 生涯学習部総括次長兼生涯学習課長	伊藤	晴人
• 学校教育部教育政策室課長	藤原	成典
• 学校教育部教育政策室課長	澤邊	正人
• 学校教育部教育政策室課長参事	伊東	敬太
• 学校教育部教育政策室課長参事兼教育研究所所長	宮田	典子
• 学校管理課長	辻本	雄大
・生涯学習部スポーツ振興課長	前田	長昭
• 生涯学習課参事	黒田	淳
・野崎青少年教育センター所長	向井	孝志
・北条青少年教育センター所長	末松	良三
• 学校教育部教育政策室上席主査	米坂	知洋
• 学校教育部教育政策室	白井	里奈

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教委議案第18号 平成28年度大東市立小学校使用教科用図書採択について

日 程 第 3 教委議案第19号 平成28年度大東市立中学校使用教科用図書採択につい て

日 程 第 4 教委議案第20号 大東市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正 する規則について

日 程 第 5 教委議案第21号 大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正 する規則について

日 程 第 6 教委議案第22号 大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則について

日 程 第 7 教委議案第23号 大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱につ いて

日程第8一般業務報告

6. 議案書

教委議案第18号

平成28年度大東市立小学校使用教科用図書採択について

平成28年度使用大東市立小学校教科用図書を採択することについて、委員会の議決を求める。

各種目について以下の教科用図書を採択する。

平成27年7月30日提出

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義

理 由

小学校の平成28年度使用教科用図書については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第一項の規定により、学校教育法附則第9条に規定する教科書を除き、平成27年度と同一の教科書を採択しなければならないため。

【資料】

平成27年度 大東市小学校使用教科用図書一覧

種目	発行者番号	発行者略称	書名
国 語	38	光村	国語
書写	2	東書	新編 新しい 書写
社会	116	日文	小学社会
地図	2	東書	新編 新しい地図帳
算数	11	学図	みんなと学ぶ 小学校 算数
理科	61	啓林館	わくわく理科
生活	2	東書	新編 新しい 生活
音楽	27	教芸	小学生の音楽
図画工作	116	日文	図画工作
家庭	2	東書	新編 新しい家庭 5・6
保健	224	学研	新・みんなの保健

教委議案第19号

平成28年度大東市立中学校使用教科用図書採択について

平成28年度使用大東市立中学校教科用図書を採択することについて、委員会の 議決を求める。

平成27年7月30日提出

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義

理 由

中学校の平成28年度使用教科用図書については、平成27年7月3日の選定委員会において慎重に検討された結果、答申が出された。ついては、この答申を受けて、本市採択教科用図書を決定するため。

答申文

平成27年7月30日

大東市教育委員会 様

大東市立義務教育諸学校 教科用図書選定委員会

平成28年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書の選定について

平成27年4月15日付け、教育委員会より諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

《国語》

〇 東 書 「新編 新しい国語」

学習内容のフローチャートが授業をする上で活用しやすい。また、「てびき」により見通しを持って学習が進められるよう工夫している。

話す・聞くの領域で、質問の仕方に始まり、グループディスカッション、プレゼンテーションの仕方、最終的に「話し合いで問題を解決しよう」という目標まで 3 年間で系統的に取り扱われている。

〇 学 図 「中学校国語」

人生を豊かに生きていくために参考となる教材がいくつも取り上げられている。

全学年、多彩な作品で構成されており、人それぞれの個性や立場を尊重する態度や国際協調の精神を養うのに適した教材が取り扱われている。段階をおって本格的な読み物へと移行している。

各作品の後の「学びの窓」は、学習を深める一助として価値がある。

話す・聞くの領域で、インタビュー、プレゼンテーション、ディベート、パブリックスピーキング、パネルディスカッションと発達段階に即して系統的に取り扱われている。

「読むこと」の学習において、「選択」として、生徒の興味・関心を高め、考えを深める教材が各学年に設けられている。

〇 三省堂 「現代の国語」

「フロン規制の物語」「メディアリテラシー」など現代の諸問題を取り上げる等、社会性を養うための教材が取り扱われている。

社会で生きていく上で、必要なコミュニケーションの取り方、話す・聞く、書く、読むなどの基本的な内容が偏りなく取り扱われている。

「学びの道しるべ」が適宜配置されており、学習を深める一助となっている。

〇 教 出 「伝え合う言葉 中学国語」

人生について考えが深まる作品が取り扱われている。また、本格的な文芸教材も多く、 内容的には申し分がない。

図表・新聞・写真・手紙・四コマ漫画・フリップ・案内文・鑑賞文など多彩な内容である。

巻末の付録・資料の質や量が充実している。特に、漢字については大変詳しく、参考になるとともに漢字の定着を図るために活用できる。

〇 光 村 「国語」

思考力・判断力を培う教材が取り扱われており、幅のある教育活動を展開できる。 平和についての意識や人権感覚に富んだ作品が紹介されている。

「学習を広げる」として、豊富な教材が用意されており、人生を豊かにする教材、言語事項の理解を助ける教材、その学年を振り返る教材など活用に値する内容となっている。

《書写》

〇 東 書 「新編 新しい書写」

ユニバーサルデザインの視点で編集されており、学習の手順が丁寧に示されているので、生徒が学習の見通しを立てやすい。また、目標や「調べよう、確かめよう、広げよう」などで、生徒が取り組むポイントが示されている。また、半紙とほぼ同サイズの手本が多く、そのままの大きさを手本とすることができ、取り組みやすい。

古典的な内容を多く扱っており、伝統的な文や文字に親しめるよう工夫されているとともに、国語の教科書との親和性が見られる。書写テストは、全国学力・学習状況調査の対策にもなる。

ノートの取り方について、細かいポイントが示されており、他教科での学習活動にも活かせる。

〇 学 図 「中学校 書写」

書の訓練としての教科書としては適している。

抑えられた配色で、キャラクターも派手ではなく、落ち着いて学習に取り組める。

書写の手本が充実しており、写真を多く取り入れる等、視覚的にイメージしながら学習が進められるよう工夫されている。

発展的な学習を一年から盛り込んでおり、書写への興味を高める工夫がされている。 また、篆刻等も取り上げられ、高等学校の芸術で書道を選択したくなるような工夫がさ れている。

〇 三省堂 「現代の書写」

基本的な内容がおさえられ、簡潔にまとめられている。

「書の名手たち」では、様々な文字の作品が取り上げられ伝統について親しめるよう な内容となっている。

資料編では日常生活に役立つ内容が多く扱われているので、生活と結び付けた授業展開を工夫できる。

書の訓練としての教科書としては適している。

日常生活の中に、書写の技能を活かす具体例が充実している。

末尾の漢字一覧表や行書一覧表が部首別に配列されており、難易度は高いが、高い目標を持って学習ができる。

〇 光 村 「中学書写」

見通しが立てやすく、生徒が文字に対して意欲・関心を持ちやすい。また、学校行事や友だちとの関係づくりに関わる教材が多く扱われている。特に、三年生は、実生活での応用等が中心となっており、実践的である。

教科書への書き込みが多く、スモールステップで学習に取り組める。

仮名を扱っている所では、筆運びについての説明があり、学習しやすい。

《社会(地理的分野)》

〇 東 書 「新編 新しい社会 地理」

本文が構造化(基本をおさえる、テーマに沿って学習を進める、特色をまとめる)されており、見通しを持って学習を進めることができる。

資料を読み取る視点を大切にし、各州や地方の最後でまとめの言語活動を設定し、思 考・判断・表現する力がつくよう配慮されている。

日本の自然災害に関する章では、歴史的な大型台風の進路を地図上に記載し、特徴をつかみやすく工夫されている。

〇 教 出 「中学社会 地理 地域にまなぶ」

資料の読解力を伸ばすため「学習課題」「読み解こう」「ふりかえる」「学習のまとめと 表現」などが設定され、課題意識を持って学習を進めることができる。

「日本の領土」に関する内容については、歴史的分野での学習を踏まえ記述されている。 また、領土問題については、地図と対比させながら学習が進められ平和的解決の重要性に ついての記載がある。

大阪のコリアタウン、神戸中華街を例に、歴史と現状について詳細な記述を行い学習 を広げる題材となっている。

東日本大震災について日本の部品工場が世界の企業に与えた影響について触れられ、 世界と日本のつながりを意識させるものとなっている。

〇 帝 国 「社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土」

2014年の海底噴火により西ノ島が広がった様子が記載されており、領土に関する興味を引き出すことができる。領土問題については、写真と合わせて経緯や現状について、注釈がつけられるなど丁寧な説明がされている。

近畿地方について「歴史」という視点にとらわれず、多面的多角的に理解させる内容となっている。

〇 日 文 「中学社会 地理的分野」

「言語活動コーナー」「学習の確認と活用」や章末のまとめ学習を通して、主体的に考え、判断、表現する活動が設定されている。

自然災害や防災に関するページが充実しており、生徒の思考力を養う教材として、福 島第一原子力発電所を取り扱っている。

領土問題に関しては、多くの写真や図を用いて本文中で詳しく説明し、解決について 考えさせる内容となっている。

《社会(歴史的分野)》

〇 東 書 「新編 新しい社会 歴史」

我が国の歴史を世界の歴史との関係の中で大きくとらえることができるように内容、 配列が工夫されている。

各章の扉となるページと前の章の最後のページが一つの年表でつながれており、継続性を持って学習できるよう工夫されている。また、巻末の歴史年表(6ページ相当)は、日本の歴史と東アジア、世界との関係性が分かるように工夫されている。

「女性コラム」として、各時代の女性の立場、権利等についてわかりやすく説明されて おり、興味・関心を持って学習できるよう工夫されている。

〇 教 出 「中学社会 歴史 未来をひらく」

我が国の歴史を世界の歴史との関係の中で大きくとらえることができるように、内容、 配列が工夫されている。

学習コラム「歴史の窓」や特設ページ「〇〇から歴史を探ろう」等において、各時代の人々の生き方や考え方を考えることができるとともに、様々な観点から人権問題を取り上げ、興味や関心を広げ、深めていくことができるよう工夫されている。特設ページ「人物から歴史を探ろう」では、国際協調や平和について、生徒の関心の高い題材をもとに考えることができるよう工夫されている。

各章末の「学習のまとめと表現」では、基礎的な事項の確認と発展的な内容がバランスよく配置されている。また、巻末の歴史年表は見開きで、全てが確認できるよう配置されており、使いやすい。

〇 清 水 「中学 歴史 日本の歴史と世界」

我が国の歴史を中心に世界との関係を捉えることができるよう内容、配列が工夫されている。

「歴史のとびら」では、各時代の特徴を捉えることができるようなテーマ設定がされている。また、「もっと知りたい歴史」においては、神話と伝承、宮廷の女性と仮名文字など日本の伝統・文化が取り上げられており、学習内容をさらに深めることができるよう工夫されている。

B5サイズの大きさではあるが、写真や資料等の配置は工夫されている。

年表の中に文化に関する資料も掲載されており、興味・関心が持てるように工夫されている。

〇 帝 国 「社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き」

世界の歴史との関連の中で、我が国の歴史を理解できるよう内容・配列が工夫されている。

各時代の文化について、写真・地図等を効果的に配置し、その特徴を捉えることができるよう工夫されている。

巻末の歴史年表で、日本の歩みを中心に日本と海外との交流、世界の主な出来事がわかりやすく整理されている。

〇 日 文 「中学社会 歴史的分野」

各章の始めに「地図で見る世界の動き」が配置されており、それぞれの時代の日本の 歴史と世界の歴史を視覚的にとらえ学習できるように工夫されている。

「先人に学ぶ」「でかけよう地域調べ」などで、平和問題や防災・減災などの今日的な課題について取り上げ、命の大切さについて触れられている。

各編の最後の「学習の活用」で、簡潔な年表・地図などを配置し、基礎的事項の確認ができるとともに、自分の考えをまとめ、表現することができるよう工夫されている。

〇 自由社 「新版 新しい歴史教科書」

日本の歴史を中心に、世界の歴史との関係で理解できるよう工夫された内容となっている。

「勇気と友情の物語」としてエルトゥールル号事件とその後の交流など、海外との交流についても大きく取り上げられている。

古代までの日本が、本編で約 20%を占めており、我が国の起こりや古代の歴史が理解 しやすく記述されている。

〇 育鵬社 「[新編] 新しい日本の歴史」

日本の歴史を中心に世界の歴史との関係が理解できるように構成されている。

各章末で「なでしこ日本史」として、各時代で活躍した女性を写真や絵とともに紹介 するページが設定されている。

日本人の宗教観や神話、伝承なども興味を持って学習できるよう工夫されている。

○ 学び舎 「ともに学ぶ人間の歴史」

各章のはじめに世界地図とその時代の様子をあらわす図表・資料が掲載されており、 その時代の日本と世界のつながりが考えられるよう配置されている。

女性や子どもの人権の観点からの記述や資料も掲載されている。

「歴史を体験する」では、調べ学習などに取り組むことができるよう工夫されている。

《社会(公民的分野)》

〇 東 書 「新編 新しい社会 公民」

本文ページには、学習課題、写真、図表等がバランスよく配置されている。また「確認」において、授業の振り返りに活用できる記述問題が掲載されており、授業のパターン化を図ることができる。

「ディスカッション」「ディベート」「プレゼンテーション」といった多様な言語活動 につながる学習課題が豊富である。

学習内容を深める「公民にアクセス」、個人思考やグループ討議の課題を掲載し、発展的な学習につなげる「公民にチャレンジ」のコーナーが全章にわたって多数配置されており、多様な学習活動を展開することができる。

〇 教 出 「中学社会 公民 ともに生きる」

「読み解こう」が各章本文ページに配置され、グラフ・写真・地図資料を読み、社会 の動きを考察する学習活動を行うことができる。

本文ページは、学習課題、コラム、写真、図表がバランスよく配置されている。また、 授業の振り返りとして活用できる「ふりかえる」も掲載されており、授業のパターン化 が図りやすくなっている。

「言葉で伝え合おう」でディベートやプレゼンテーション、ポスターセッションなど の表現活動の方法が紹介され、言語活動の充実につながるものとなっている。

〇 清 水 「中学 公民 日本の社会と世界」

1単位時間ごとに1つのテーマを設定し、導入部に学習の「目標」を示している。 各編の「扉のページ」で関連する人物を取り上げ、生徒の興味・関心を引き出すよう 工夫されている。

「もっと知りたい公民」「深める公民」と 2 種類の特設ページを配置し、テーマ学習等、 個に応じた補充的・発展的な学習に活用できるように工夫されている。

〇 帝 国 「社会科 中学生の公民 より良い社会をめざして」

本文ページには学習課題、資料、写真、図表、振り返りの課題「確認しよう」などが バランスよく配置されており、授業のパターン化が図りやすくなっている。

各部の始めに大きなイラストや資料を扱った「学習の前に」というページを設け、各部への関心・意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力の向上にもつながる課題が示されている。

章末に「学習をふりかえろう」が配置され、一問一答の問題や図や写真を使った問題 を入れ、学習内容の整理ができるようになっている。

〇 日 文 「中学社会 公民的分野」

「チャレンジ公民」「情報スキルアップ」「明日に向かって」など、特設ページが充実 しており、多面的な見方や考え方をみがく学習課題が多数掲載されている。また、生徒 たちに身近な題材や将来の進路につながる題材等を取り上げており、発展的な学習にも つなげることができる。

本文ページは、学習課題、コラム、写真、図表などがバランスよく配置され、振り返りに活用できる「学習の確認と活用」の欄もあり、授業のパターン化が図りやすくなっている。

〇 自由社 「新しい公民教科書」

歴史分野との関連を多く取り入れ、愛国心・愛郷心、伝統や文化の尊重を重視した内容になっている。

国防や領土問題について本文で詳しい記述がなされ、特設ページ等でも取り上げられている。

各小単元の見出しの下に、学習の「めあて」が示され、章末には、「学習のまとめと発展」が配置され、重要語句の確認と学習内容の整理ができるようになっている。

〇 育鵬社 「[新編]新しいみんなの公民」

「理解を深めよう」「考えよう」などで、現代社会の様々な課題を取り上げ、自分の考えを深めることができるようにしている。

本文ページは、学習課題、コラム「理解を深めよう」、写真、図表などがバランスよく 配置され、振り返りの課題も示されており、授業のパターン化が図りやすくなっている。

章末に、重要語句の確認ができるチェックシートが設けられ、基礎的内容を繰り返し 学習することができるよう工夫されている。

《地図》

〇 東 書 「新編 新しい社会 地図」

「基本資料」や「テーマ資料」が各州・各地域ごとに設けられており、それぞれの産業・ 生活・文化などを系統立てて学習することができる。また、写真資料も多く、特徴をと らえやすいので、学習する地域のイメージがしやすい構成になっている。

世界の諸地域に約50ページを使う中で、それぞれの地域に偏りがないように配分されている。

全体的に写真が大きく文字も大きめで見やすく、配色もよい。特に、巻末の表が、とても見やすく工夫されている。

アベノハルカスやグランフロント大阪などの写真があり、生徒の興味関心を引き、知的好奇心を刺激する工夫がある。

〇 帝 国 「中学校社会科地図」

世界の各州の鳥瞰図に、民族やくらしに関する絵が描かれており、地域の特徴をとらえやすいよう工夫されている。また、地形についても捉えやすく示されている。

世界の諸地域に約50ページを使う中で、アジアに重点が置かれ、約20ページ分が資料やアジアの中の各地域に割かれている。これからの世界の流れを考えたときに、アジアの分量が豊富であることが授業で活用しやすく、好ましい。

資料のページは情報が豊富であり、教科書の内容を補充することができる。また、「?」 の設問を解くことで、自ら気づき、考えて学習を発展させることができる。

《数学》

〇 東 書 「新編 新しい数学」

数学科の特質を生かした言語活動を取り入れ、数学的な思考力や表現力の育成に活用できる教材がある。

ユニバーサルデザインを取り入れた文節改行、配色デザイン、UD フォントの使用等があり、全ての生徒にとって読みやすくされている。

〇 大日本 「新版 数学の世界」

身の周りにあるものの中から例題を引用することで、数学を親しみやすく感じるよう 配慮されている。

「ノートのつくり方」「レポートを書こう」で具体的な取組みが紹介されており、自主 的に学べるように工夫されている。

〇 学 図 「中学校数学」

「課題学習・自由研究」では、世界各地で時代を超えて数学的な活動が行われていることを取り上げ、数学を通して交流できることが理解できるよう配慮されている。また、「クローズアップ」では、数学史に触れたり、現代への活用、深化など様々なテーマについて考える、知る活動への配慮がされている。

まとめの問題を基本・応用・活用に分けており、難易度がわかりやすい。「活用」では、 学習した内容が生活のどのような場面に影響しているかを振り返られるよう工夫されて いる。

〇 教 出 「中学数学」

「〇章を学習する前に」で、既習事項の学び直しをしたうえで、次の学習へとつなげられるよう工夫されている。

「たしかめ」「基本のたしかめ」「練習問題」「たしかめの補充問題」と多数の問題を取り扱い、基礎・基本の確実な定着を図れるよう考慮されている。

学習したことの良さを考えさせたり、学習感想を書かせる問題を取扱い、数学の良さを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てられるよう工夫されている。

〇 啓林館 「未来へひろがる数学」

「自分のことばで伝えよう」や「みんなで話し合ってみよう」という課題を設定し、 説明する力や表現力を育成するための言語活動の場面が設定されている。

巻末の「数学広場」では、日常生活や社会、他教科と数学との関わりを考えることができる課題を設定し、いろいろな場面で数学の果たしている役割を知ることで、生涯を通して数学を学び続ける姿勢を育成できるように工夫されている。また、「ICT の窓」では、ICT を利用して学習活動が行えるよう工夫されている。

別冊「MathNavi ブック」において、既習内容の振り返りや活用的な問題を用意し、基礎・基本の定着や主体的に取り組む姿勢の育成が図れるよう考慮されている。

〇 数 研 「中学校数学」

数学的な活動による学習場面が多く、自ら考え問題を解決するような工夫がされている。

例題、例、問と章末の問題が多く、基礎・基本から発展までの十分な演習問題が確保 されており、自ら取り組んでいけるよう配慮されている。

「NOTE」で、ノートをとる際に注意したい事柄が丁寧に示されている。

〇 日 文 「中学数学」

各章末の問題が充実しており、基礎的な内容の振り返りを行い、定着が図れるよう配慮されている。また、全国学力・学習状況調査の実態を踏まえ、記述式の問題も取り上げられている。

最も基礎的な計算を扱う単元や、生徒が躓きやすい関数の単元で多くのページを割いており、丁寧な指導ができるよう配慮されている。

《理科》

〇 東 書 「新編 新しい科学」

読み物「科学で GO!」が随所に設けられ、自然の不思議さや科学の楽しさを伝える内容となっている。

写真や絵が多く掲載されており、情報量が多く、参考資料も充実しており、わかりや すい内容となっている。

「学びを広げようー自由研究」や「科学の本だな」などで、活用して考えさせる問題 が取り扱われ、生徒の興味・関心を広げられるよう工夫されている。

〇 大日本 「新版 理科の世界」

図と文のバランスがよく、全体的な色合いも落ち着いた印象で見やすいものとなっている。また、イラストにも工夫が見られる。

実験のまとめでは、グラフなどで実際の実験データを用いているので、生徒が実験の ときに参考にしやすい。

原子の種類を表す記号だけではなく、ラテン語の語源を併記しており、生徒の興味関心を引く工夫が見られる。

〇 学 図 「中学校科学」

「科学の窓」は、自然の不思議さや科学の楽しさを伝える内容となっており、学習内容を深めることができる。

「科学を仕事に活かす」では、職業紹介とともに、インタビューも掲載され、理科を 学ぶことの意義が実感できるよう工夫されている。内容も充実しており、キャリア教育 につながるものとなっている。

どのページも基本的にレイアウトが同じなので、生徒にとってわかりやすいものとなっている。

〇 教 出 「自然の探究 中学校理科」

掲載されている写真が美しく、自然の不思議さや科学の楽しさを伝える内容となっている。

「ハローサイエンス」では、読み物が多く取り扱われ、調べ学習等に活用しやすい。また、各章末に「要点と重要用語の整理」と問題(基本と応用)があり、内容も充実しており、有効に活用できる。

原子の種類の記号と英語、ラテン語の由来が併記されており、生徒の興味関心を引く 工夫が見られる。

〇 啓林館 「未来へひろがるサイエンス」

用語や基本事項の復習が繰り返しできるように、どの生徒にも見やすい「青色シート」 が添付されている。また、小学校の内容の振り返りがついており、系統立てて指導するこ とができる。

「世界最大の花・世界最小の花」の対比写真など、自然の不思議さや科学の楽しさを

伝えるための工夫が充実している。

「ブレイクタイム」の内容は充実しており、調べ学習の際に活用できる内容である。

「マイノート」は内容が充実している。振り返りだけではなく、作図を実際に行うなど 知識を定着させるために役立つものである。また、一冊の問題集として活用もでき、家庭 学習にも有効に使える。

《音楽(一般)》

〇 教 出 「中学音楽 音楽のおくりもの」

「創作」の領域では、「CM ソングを作ろう」という内容で、それをポピュラー音楽の構成につなげるようになっており、興味深い。

それぞれの単元、楽曲に対しての写真や資料が多く掲載されており、生徒はイメージを持って取り組むことができる。また、生徒が興味・関心を高めることにもつながっている。

〇 教 芸 「中学生の音楽」

「MAP」という形で学習内容がわかりやすく整理されており、何を学べるのかが生徒にとってもわかりやすい。また、生徒が学習内容等を自ら把握しやすく工夫されている。

巻末に合唱曲が多く掲載されており、使いやすい。指揮法等のコラムも 1 年生、2, 3 年上・下に掲載され、3 年間で指揮を定着させるような工夫があり、効果的に活用ができる。

「ここが分かれば Grade up!」というコラムでは、生徒が主体的に補充・発展的な学習ができるようになっている。

《音楽(器楽合奏)》

〇 教 出 「中学器楽 音楽のおくりもの」

3年間で学習するという観点から、やや多めの分量の楽曲や資料・写真が掲載されている。

器楽曲については、演奏など和楽器がわかりやすい配列である。楽器の紹介や説明というより、練習曲が多く掲載され、演奏を重視した表記になっている。

内容について、アルトリコーダーの運指を楽譜の横に説明しているなど、生徒にわかりやすい工夫があり丁寧である。

〇 教 芸 「中学生の器楽」

3年間で学習するという分量を考えた場合に、大変適切な分量であり、使いやすい。 目標が生徒にわかりやすく示され、目次もシンプルであり、理解しやすい。

和楽器の他に打楽器の項目が設けられ、写真や図などが多数用いられ、それぞれの特 徴が具体的に示されている。

掲載されている楽譜はやや少ないが、各楽器の説明という形で音色等を解説しており、 楽器の奏法や音色を解説した後に、その音色に合う楽曲を掲載しており、生徒にとって 興味・関心を持ちやすい。

《美術》

〇 開隆堂 「美術」

制作過程などを丁寧に解説し、発想から構想、そして表現へとつなげて活用できるような配慮がある。

タイトルの付け方に工夫があり、興味をひく。各題材に生徒の興味・関心が高まるような例示があり、多角的に考えられるように構成されている。

「原寸ギャラリー」の鑑賞ページは大変興味深い。

生活の中にある美術と関連するものや人が紹介されているのが良い。

〇 光 村 「美術」

学びのめあてが明確に示され、そのめあてに沿い、幅広い内容を扱っている。

ポスターやデザインの制作に込めるクリエイターの思いを伝える活動を例に、積極的 に発言する態度を養うよう配慮されている。

身近に感じられる素材をテーマにした作例が多く、実用的内容と日常生活の中にある 美術等の兼ね合いの紹介がわかりやすい。

日本の工芸が多く紹介され、伝統文化の素晴らしさが今の生活の中にも息づき、引き継がれていることを学べるよう配慮されている。

〇 日 文 「美術」

美術1と美術2、3上、美術2、3下の3冊で構成されている。

作品の制作にあたって、グループでの話し合いやプレゼンテーション等、伝え合うことで言語活動の充実を図る内容となっている。

受け継がれてきた伝統的な美術作品や作者の視点を知り、理解を深めることで、美術の歴史や伝統文化を尊重するよう配慮されている。

日本や世界の文化遺産を扱うページが多く、写真による紹介で、世界文化遺産が理解できる。

《保健体育》

〇 東 書 「新編 新しい保健体育」

学年別で保健編から体育編へとつながるよう編集されている。

スポーツ選手や健康、安全に関わる仕事をしている人の声を写真とともに数多く取り 上げており、運動や健康に親しみを持ちやすい内容が取り扱われている。

「やってみよう」で自らの身体と健康について興味・関心を高めた後、本文、資料で理解を深め、「生かそう」で実践につなげていくことができるよう工夫されている。

毎時間の学習の流れが整理されており、見通しをもって学習できるよう配列されている。

〇 大日本 「新版 中学校保健体育」

体育編から保健編へとつながるように編集されている。

運動やスポーツを行う中で、仲間と協力したり良いプレーに賞賛を送ることを通して、 よりよい人間関係が築かれることを理解できるよう配慮されている。

一時間の流れを「今日の学習課題」「考えよう」「本文」「資料」「学習を活かして」と、 見通しを立てて学習できるように配列されている。また、「発展」として、「オリンピッ クエピソード」や「熱中症への対応と予防」など学習内容がさらに深められるよう工夫 されている。

〇 大修館 「保健体育」

体育編から保健編へとつながるように編集されている。

一時間の流れを紙面に反映して構成されており、導入発問 (Question) →内容の理解 (本文・図・表) →話題 (Try) の順に学習するように工夫されている。

文章量が確保されているので、内容が非常に丁寧に説明されており理解しやすいよう 配慮されている。

〇 学 研 「新・中学保健体育」

保健編から体育編へとつながるよう編集されている。

スポーツの必要性や意義、効果などイラストや写真などを用いて数多く示すことでイメージしやすく、親しみが持ちやすい内容が取り扱われている。

「探究しようよ!」と題して、「コミュニケーション」や「ユニバーサルデザイン」など日常生活に関わる内容を多く取り上げ、生徒の発達段階を考慮し学習できるものとなっている。

《 技術・家庭(技術分野) 》

〇 東 書 「新編 新しい技術・家庭 技術分野」

ガイダンスの「実習を楽しく安全に進めよう!」において、実習での注意事項が示され、 「安全な作業を心がけよう!」では、内容ごとに安全上、健康上、気をつけるべき事項が 丁寧に示されている。

専門的な内容も取り扱われ、生徒の探求心や意欲的な学習につながるような工夫もある。

実習例に難易度「☆」マークが示されており、基礎的・基本的な学習を踏まえ、生徒 自身が自分の状況にあった内容を選ぶことができるよう配慮されている。

〇 教 図 「新技術・家庭 技術分野」

加工方法や作業工程に写真を用い、制作工程をイメージしやすくすることで、安全に 実習できるように配慮されている。

図、写真が多く掲載され、視覚的内容から推測、創造する教科書構成となっており、 一目で内容がわかるようになっている。

O 開隆堂 「技術・家庭(技術分野)」

ガイダンスの「今も生きる先人の技術」や「活躍している日本の伝統技術」では、技術の歴史年表が掲載され、技術の発展を理解することができるよう工夫されている。また、「学習の進め方と作業の安全」では、安全に作業するための心得や作業時の注意点が具体的に示されている。

生徒が興味・関心をもって学習にのぞめるよう写真やイラスト、図表、コラムなどが 多く掲載され、また、工具、部品等の写真、イラストでは、詳細なところまで明示され ており、その仕組みや構造がイメージしやすくなっている。

《 技術・家庭(家庭分野) 》

〇 東 書 「新編 新しい技術・家庭 家庭分野」

各節の最初に発問があり、自ら課題意識を持って学習に取り組むことができる。

ガイダンスにあてられるページが多く、これまでの学習や生活を振り返り、家庭分野の学習に見通しを立てることができる。

実習を安全に進めるために安全と衛生に関連するページにリンクできるよう一覧表を 掲載するなど、各領域で安全管理と事故防止について記載されている。

○ 教 図 「新技術・家庭 家庭分野」

各節に具体的な目標が提示されており、学習内容をイメージしやすい。

問題解決的な学習や言語活動に関する内容の割合が多く、授業の中で生徒が自ら課題 を見つけ、主体的に学習に取り組んだり、思考する機会が持てるよう配慮されている。

環境に配慮した消費生活についての項目が充実しており、キーワードチェックの欄がよくまとまっている。

O 開隆堂 「技術・家庭(家庭分野)」

各節の導入部に、日常生活の様々な場面から課題を見つけるための「考えてみよう」などが設定されており、主体的に学習に取り組めるよう配慮されている。また、学習の目標が適切に提示されており、目的意識を持って学びに向かうことができる。

伝統や文化に関する取扱いの箇所が多く、学習の中で生活と文化との関わりについて 自然と触れられるようになっている。

調理実習例では、生徒が家庭でも簡単に実践可能な調理例が紹介されており、学習したことを日常生活で活用し、完成の喜びが体得できるよう工夫されている。

《 外国語 英語 》

〇 東 書「NEW HORIZON English Course」

職業体験、自然保護、ユニバーサルデザイン、東日本大震災、広島での原爆投下などを題材とし、多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い、豊かな心情を育てる内容となっている。

3年のFurther Reading では、オリンピック招致プレゼンテーションを行った佐藤真海の半生の物語や、ノーベル平和賞受賞者のマララのスピーチの抜粋がある等、同世代に近い人物が取り上げられており興味をひくとともに、高校入試を意識した長文読解がある。

電話での会話や道案内、詩の作成、手紙の題材から「聞く」「話す」「読む」「書く」ことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うバランスの取れた内容となっている。

○ 開隆堂 「SUNSHINE ENGLISH COURSE」

「My Project」を各学年に 3 か所設置して、スキットづくりや CM の台本作りなど英語でコミュニケーション能力の基礎を養える充実した内容となっている。

ペア学習やグループ活動など生徒同士が学び合える活動が取り入れられている。

各学年の巻末に「できるようになったこと」リストがあり、自分が身につけた技能が 確認できるようになっている。

各学年とも内容を精選し、かなり分量は抑えられている。

○ 学 図「TOTAL ENGLISH」

各 Chapter の扉に各 Lesson や各コーナーで学習する言語材料や目標が示され、見通しをもって学習が進められるように工夫されている。

1年では、アメリカ出身の先生やカナダ、インド出身の生徒たちとの会話、2,3年生では相撲、ドイツと日本のものの再利用やリサイクルについての話を取扱い、生徒が言語や文化に対する理解や自学自習力を育むことができるよう、発達段階や興味・関心に配慮して工夫された内容となっている。

〇 三省堂「NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition」

各学年とも「とびら」「GET」「USE」「まとめ」で構成され、見通しを立て、基礎基本を習得し、習得したものを活用し、身につけたことを確認しながら学習を進めることができる。

巻末の「CAN-DOリスト」で英語力をセルフチェックできるようになっている。

車椅子バスケットボール、ゴールボール、カンボジアでの地雷撤去作業、キング牧師の生き方などを題材として扱い、生命を尊重し、他者を思いやる豊かな心情を育む内容となっている。

〇 教 出「ONE WORLD English Course」

本冊と別冊「Essentials」で構成されており、別冊では、基本文や語句の定着が図られるようになっているとともに、自学自習できるようになっている。

ペアワークやグループワークとして扱える活動が掲載されており、様々な学習形態で取り組めるよう工夫されている。

付録の「Can - Do」チェックリストで各学年到達目標をどれくらい達成できたか自己評価できるようになっている。

〇 光 村「COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE」

本文のストーリーは主人公たちが悩んだり、けんかをしたり、反省して仲直りしたり、 別れに際して、自分を振り返ったりするなど、中学生が実際に経験するような人間関係 について取り上げられ、身近に感じさせるような工夫がある。

「CLIL 英語で学び、考えよう」のページでは、技術家庭、社会、理科、保健体育など他教科の内容の一部を英語で学習することで、知的好奇心を喚起する工夫が見られる。 ウェブサイトを扱った内容、メール返信など具体的な内容が多く扱われている。

教委議案第20号

大東市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について

大東市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成27年7月30日提出

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義

理 由

公の施設の使用の申請等に係る条文および様式の文言等を整理することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則

平成27年7月31日教委規則第6号

(大東市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第1条 大東市立生涯学習センター条例施行規則(平成18年教委規則第2号)の一部を 次のように改正する。

第2条第3項中「教委規則第1号」の次に「。以下「予約システム規則」という。」を、「予約システムにより」の次に「、前項に規定する申請可能日から5日後までの間において」を加え、「を予約する」を「に係る予約の申込みをする」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の大東市公共施設使用許可申請書の提出とみなすものとする。第2条に次の2項を加える。
- 5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定 による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約 システムによる予約の申込み等センターの使用に係る手続をすることができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。こ の場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示によ り、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
 - (1) 使用日の7日前の日までに予約の決定を受けたとき 当該予約の決定を受けた日 の翌日から起算して10日を経過する日または使用日の7日前の日のいずれか早い 日
 - (2) 使用日の6日前の日から使用日の前日までに予約の決定を受けたとき 当該予約

の決定を受けた日

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第8条第1項中「委員会は」を「大東市教育委員会(以下「委員会」という。)は」に 改める。

第1	2条の表を次のように改める。)
----	----------------	---

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	使用料	利用料金
第7条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
使用料	利用料金	
	大東市教育委員会(以下	指定管理者
	「委員会」という。)	
	委員会	指定管理者
第9条(見出しを含み、	使用料	利用料金
第1項第1号を除く。)	委員会	指定管理者

(大東市立生涯学習ルーム条例施行規則の一部改正)

第2条 大東市立生涯学習ルーム条例施行規則(平成11年教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「教委規則第1号」の次に「。以下「予約システム規則」という。」を加え、「予約する」を「前項に規定する申請可能日から5日後までの間において、学習ルームの使用に係る予約の申込みをする」に改め、同条第4項中「大東市公共施設予約システムに関する規則第9条」を「抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項」に、「を受けた者」を「の通知を受けた者」に、「使用日の7日前」を「当該予約の決定をした日の属する月の14日」に、「に規定する申請書」を「の大東市公共施設使用許可申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定 による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に規定する予約 システムによる予約の申込み等学習ルームの使用に係る手続をすることができる。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前項の規定にかかわらず、大東市立西部図書館

において」を「委員会が定める大東市立西部図書館での」に、「団体を大東市立まなび南郷の」を「団体を当該」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

(大東市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 大東市体育施設条例施行規則(平成18年教委規則第4号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3項中「教委規則第1号」の次に「。以下「予約システム規則」という。」を加え、「第2条に規定する大東市公共施設予約システムにより、前項の申請可能日から5日まで」を「第2条第1号に規定する予約システムにより、別表に定める申請可能日から5日後まで」に、「を予約する」を「に係る予約の申込みをする」に改め、同条第4項中「大東市公共施設予約システムに関する規則第9条」を「抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項」に、「を受けた者」を「の通知を受けた者」に改める。

様式第3号中

合計	円	
を		
合計	円	
誓約事項等(ご確認の上、□にチェックを入れてくだ。	さい。)
□ 施設の使用に当た ん。	り暴力団の利益となり、またはその利益とな	さるおそれがある行為を行いませ
	団の利益となり、またはそのおそれがあると	判断されたときに使用許可を取り
	発の責等を大東市に一切求めません。 「報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第	32項の規定に基づき、大東市が他
の官公署に照会を行	うことについて同意します。	

に改める。

(大東市立青少年野外活動センター条例施行規則の一部改正)

第4条 大東市立青少年野外活動センター条例施行規則(昭和60年教委規則第1号)の 一部を次のように改正する。

様式第1号中

Γ

- * 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- * 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。

施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」 とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料 金」と読み替えるものとします。



を

Γ

- * 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- * 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。

施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」 とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料 金」と読み替えるものとします。 使 用 料 円

誓約事項等(ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

領収印

- □ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある 行為を行いません。
- □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基 づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

に改める。

(大東市公共施設予約システムに関する規則の一部改正)

第5条 大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「(ボランティアルームを除く。)」を削る。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあると 認められるときは、システム登録を行うことができない。

第4条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

様式第1号中

Γ

使用する施設に○印をしてください。

を

Γ

使用する施設に○印をしてください。

誓約事項等(ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

- □ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を 行いません。
- □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用 許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、 大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

に改める。

(大東市立総合文化センター条例施行規則の一部改正)

第6条 大東市立総合文化センター条例施行規則(平成18年教委規則第7号)の一部を 次のように改正する。

第17条第4項中「教委規則第1号」の次に「。以下「予約システム規則」という。」を加え、「第2条に規定する大東市公共施設予約システム」を「第2条第1号に規定する予約システム」に、「公民館の使用を予約する」を「、公民館の使用に係る予約の申込みをする」改め、同条第5項中「大東市公共施設予約システムに関する規則第9条」を「予約システム規則第9条第2項」に、「を受けた者」を「の通知を受けた者」に改める。

様式第1号中

「※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

を

「※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)
□ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
□ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消
されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
□ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他
の官公署に照会を行うことについて同意します。

に改める。

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第7条 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則(平成23年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第4項中「第9条」を「第9条第2項」に、「を受けた者」を「の通知を受けた者」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項の規定による申請が行われていないときは、ふれあいセンターの窓口において同項の規定による申請その他の手続を行うことができる。この場合において、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる体育館施設等の使用に係る予約の申込みはできないものとする。

第11条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。 第22条に次の1項を加える。

3 第24条第1項において準用する第7条第2項に規定する申請可能日から15日を 経過した日以後において、同条第1項の規定による申請が行われていないときは、予 約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込み等ふれあい ルーム施設等(企画展示室を除く。)の使用に係る手続をすることができる。

(大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則の一部改正)

第8条 大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則(平成24年教委規則第6号)の一部 を次のように改正する。

様式第1号中

「備考 堂山史跡広場の管理を指定管理者に行わせている場合には、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

を

「備考 堂山史跡広場の管理を指定管理者に行わせている場合には、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)
□ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
□ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消
されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
□ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他
の官公署に照会を行うことについて同意します。

に改める。

(大東市立文化情報センター条例施行規則の一部改正)

第9条 大東市立文化情報センター条例施行規則(平成18年教委規則第8号)の一部を 次のように改正する。

様式第1号中

「備考 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

を

「備考 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるの

は「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)
□ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
□ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消
されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
□ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他
の官公署に照会を行うことについて同意します。

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の大東市体育施設条例施行規則、第4条の規定による改正前の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第6条の規定による改正前の大東市立総合文化センター条例施行規則、第8条の規定による改正前の大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則および第9条の規定による改正前の大東市立文化情報センター条例施行規則に基づき作成した用紙は、第2条の規定による改正後の大東市体育施設条例施行規則、第4条の規定による改正後の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第6条の規定による改正後の大東市立総合文化センター条例施行規則、第8条の規定による改正後の大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則および第9条の規定による改正後の大東市立文化情報センター条例施行規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

ı

新

平成18年2月3日 教委規則第2号

旧

平成18年2月3日 教委規則第2号

(使用の申請)

- 第2条 条例第7条第1項の規定により大東市立生涯学習センター(以下「センター」という。)および付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項の申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の3か月前(市民ギャラリーAおよび市民ギャラリーBを1週間使用する場合にあっては6か月前)の日が属する月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から行うことができる。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第 1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行っ た者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する 申請可能日から5日後までの間において、センターの使用に係る予約の申込み をすることができる。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項の規定による予約の決定 (以下「予約の決定」という。)の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の大東市公共施設使用許可申請書の提

(使用の申請)

- 第2条 条例第7条第1項の規定により大東市立生涯学習センター(以下「センター」という。)および付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項の申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の3か月前(市民ギャラリーAおよび市民ギャラリーBを1週間使用する場合にあっては6か月前)の日が属する月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から行うことができる。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第 1号)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定す る予約システムにより、センターの使用を予約することができる。
- 4 大東市公共施設予約システムに関する規則第9条の規定による予約の決定 (以下「予約の決定」という。)を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日までに第1項の申請その他の手続を行わなければならな い。この場合において、当該予約の申込みは当該予約の決定を証明する書類等 の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

出とみなすものとする。

- 5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項 の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に 規定する予約システムによる予約の申込み等センターの使用に係る手続をする ことができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければ ならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明す る書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
 - (1) 使用日の7日前の日までに予約の決定を受けたとき 当該予約の決定を受 けた日の翌日から起算して10日を経過する日または使用日の7日前の日の いずれか早い日
 - (2) 使用日の6日前の日から使用日の前日までに予約の決定を受けたとき 当 該予約の決定を受けた日
- 第5条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し た上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第2号)により 当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 使用日の7日前の日までに予約の決定を受けたとき 当該予約の決定を 受けた日の翌日から起算して10日を経過する日または使用日の7日前の 日のいずれか早い日
- (2) 使用日の6日前の日から使用日の前日までに予約の決定を受けたとき 当該予約の決定を受けた日

- 第5条 指定管理者は、第2条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し た上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第2号)により 当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 指定管理者は、前項の使用の可否の決定において、先着順、抽選その他大東 市教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認める方法により、センタ ーを使用できる者を決定するものとする。
- 2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が第2条第4項に定める日までに使用 3 指定管理者は、予約の決定を受けた者が第2条第4項に定める日までに使用

料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定 管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。

(使用料の返還)

- 第8条 <u>大東市教育委員会(以下「委員会」という。)は</u>、条例第14条ただし 書の規定による使用料の返還について、次の各号の理由に応じ、当該各号に掲 げる額を返還することができる。
 - (1) 使用者の責めによらない事由によって使用できない場合 既納使用料の 10割
 - (2) 使用日の7日前の日までに使用を取り消した場合 既納使用料の5割
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に返還することが適当と認めた場合 既納使用料のうち委員会が別に定める割合

(指定管理者に利用料金の収受を行わせる場合における規定の適用)

第12条 第5条および第7条から第9条までの規定は、条例第19条第1項第 4号に規定する利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合に ついて準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	使用料	利用料金
第7条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
第8条(見出しを含む。)	教育委員会(以下「委員	指定管理者
	会」という。)_	
	使用料	利用料金
	委員会	指定管理者
第9条(見出しを含み、第	使用料	利用料金
1項第1号を除く。)	委員会	指定管理者

料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 4 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。 (使用料の返還)
- 第8条 <u>委員会は</u>、条例第14条ただし書の規定による使用料の返還について、 次の各号の理由に応じ、当該各号に掲げる額を返還することができる。
 - (1) 使用者の責めによらない事由によって使用できない場合 既納使用料の 10割
 - (2) 使用日の7日前の日までに使用を取り消した場合 既納使用料の5割
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に返還することが適当と認めた場合 既納使用料のうち委員会が別に定める割合

(指定管理者に利用料金の収受を行わせる場合における規定の適用)

第12条 第5条および第7条から第9条までの規定は、条例第19条第1項第 4号に規定する利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合に ついて準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条		利用料金
	教育委員会(以下「委員	指定管理者
	会」という。)_	
	使用料	利用料金
第8条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
	委員会	指定管理者
第9条(見出しを含み、第	使用料	利用料金
1項第1号を除く。)	委員会	指定管理者

新

平成11年9月30日 教委規則第6号

平成11年9月30日 教委規則第6号

(使用の申請)

- 第2条 条例第5条第1項の規定により学習ルームおよび付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)を大東市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の2か月前の月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から使用日の前日まで行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第 1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行っ た者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、前項に規定する 申請可能日から5日後までの間において、学習ルームの使用に係る予約の申込 みをすることができる。
- 4 <u>抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項</u>の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>の通知を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の大東市公共施設使用許可申請書</u>の提出とみなすものとする。
- 5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により学習ルームおよび付属設備の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)を大東市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

旧

- 2 前項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の2か月前の月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から使用日の前日まで行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に、大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、予約することができる。
- 4 大東市公共施設予約システムに関する規則第9条の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>を受けた者</u>は、<u>使用日の7日前</u>までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項<u>に規定する申請書</u>の提出とみなすものとする。

の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第2条第1号に 規定する予約システムによる予約の申込み等学習ルームの使用に係る手続をす ることができる。

(使用の許可)

第5条 委員会は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 <u>委員会が定める大東市西部図書館での</u>ボランティア活動を行う団体とそれ以外の者から同時に大東市立まなび南郷のボランティアルームの使用に係る第2条第1項に規定する申請があったときは、当該ボランティア活動を行う団体を当該ボランティアルームを使用できる者とする。
- 3 委員会は、予約の決定を受けた者が使用日の7日前までに使用料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、学習ルームを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。

(使用の許可)

- 第5条 委員会は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査 した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第2号)により 当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 委員会は、前項に規定する使用の可否の決定において、先着順、抽選その他委員会が適当と認める方法により、学習ルームを使用できる者を決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大東市立西部図書館においてボランティア活動を行う団体とそれ以外の者から同時に大東市立まなび南郷のボランティアルームの使用に係る第2条第1項に規定する申請があったときは、当該ボランティア活動を行う団体を大東市立まなび南郷のボランティアルームを使用できる者とする。
- 4 委員会は、予約の決定を受けた者が使用日の7日前までに使用料を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- <u>5</u> 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、学習ルームを使用する際に、大東市公共施設使用許可書を提示しなければならない。

新

平成18年2月23日 教委規則第4号

旧

平成18年2月23日 教委規則第4号

(使用の申請)

- 第2条 条例第8条の規定により大東市体育施設(以下「体育施設」という。) および付属設備(以下「施設等」という。)の使用の許可を受けようとする者 は、次の各号に定める申請書を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第6 7号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提 出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のとき は、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
 - (1) 大東市立市民体育館(以下「体育館」という。)または大東市立テニスコート(以下「テニスコート」という。)をグループまたは団体で使用するとき 大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)
 - (2) 体育館を個人で使用するとき 大東市立市民体育館使用券(様式第2号)。 ただし、トレーニング室を回数券(様式第2号の2)または定期券(様式第 2号の3)で個人使用する場合は、当該回数券または定期券を提示すること で申請に代えるものとする。
 - (3) 大東市立龍間運動広場(以下「運動広場」という。)を使用するとき 大東市立龍間運動広場使用許可申請書(様式第3号)。ただし、別表に定める大会使用の区分で使用する場合は、大会の実施要領を添付するものとする。
- 2 前項に規定する申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。 ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条に規定する予約システムにより、別表に定める申請可能日から5日後までの間において、体育館およびテニスコートの使用に係る予約の

(使用の申請)

- 第2条 条例第8条の規定により大東市体育施設(以下「体育施設」という。) および付属設備(以下「施設等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に定める申請書を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
 - (1) 大東市立市民体育館(以下「体育館」という。)または大東市立テニスコート(以下「テニスコート」という。)をグループまたは団体で使用するとき 大東市公共施設使用許可申請書(様式第1号)
 - (2) 体育館を個人で使用するとき 大東市立市民体育館使用券(様式第2号)。ただし、トレーニング室を回数券(様式第2号の2)または定期券(様式第2号の3)で個人使用する場合は、当該回数券または定期券を提示することで申請に代えるものとする。
 - (3) 大東市立龍間運動広場(以下「運動広場」という。)を使用するとき 大東市立龍間運動広場使用許可申請書(様式第3号)。ただし、別表に定める大会使用の区分で使用する場合は、大会の実施要領を添付するものとする。
- 2 前項に規定する申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。 ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則<u>第2条に規定する大東市</u>公共施設予約システムにより、前項の申請可能日から5日までの間において、体育館およびテニスコートの使用<u>を予約する</u>ことができる。

申込みをすることができる。

- 4 <u>抽選等の選考を経て、予約システム規則第9条第2項</u>の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>の通知を受けた者</u>は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 4 大東市公共施設予約システムに関する規則第9条の規定による予約の決定 (以下「予約の決定」という。) <u>を受けた者</u>は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

(新) 【大東市体育施設条例施行規則】

様式第3号(第2条関係)

許可	第		号
	年	月	日

大東市立龍間運動広場使用許可申請書

(あて先)大東市指定管理者

申	団	体	名	申	請日		年	月	日
請	住		所			(電話	活)
者	代表	長者日	モ名						

次のとおり大東市立龍間運動広場を使用したいので申請します。

使	用	日	時			年		月	目()	午前・午後 午前・午後	時時	分から 分まで	
使	用	施	設			グラウ	フンド		□多目的	内広場				
使	用	目	的	種	目		式野球 タンク の他(,,		ソフトボール □グラウン			
•				内	容									
使	用	人	員									人		
使月設備		まま。	とび		対送 その(設備 他(□夜間	照明	1(午後	時	分~午後	時)	分まで)	
使月	月責任	£者£	七名								(電話)
備			考											

	運 動	広	場	
グラウンド() 円×()	区分=		円
夜間照明()円×	分=		円
放 送 室	500円× 1回	I =		円
スコアボード	1,000円× 1旦	1 =		円
合計			円	

	領収書(控)	
		円
領	収	印

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

- □ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
- □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されて も、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署 に照会を行うことについて同意します。

(旧) 【大東市体育施設条例施行規則】

様式第3号(第2条関係)

許可	第		号
	年	月	日

大東市立龍間運動広場使用許可申請書

(あて先)大東市指定管理者

申	団	体	名	申請日	1		年	月	日
請	住		所			(電話)
者	代表	老者日	七名						

次のとおり大東市立龍間運動広場を使用したいので申請します。

使	用	日	時			年		月	日()	午前・午後	時	分から	
											午前・午後	時	分まで	
使	用	施	設			グラウ	カンド		□多目的	方広場				
						□硬	(式野球	t [□軟式野球		ソフトボール	ロサッ	カー	
/	ш	П		種	目	□~°	タンク	. [コゲートボ	ール	□グラウン l	ド・ゴル	/ フ	
使	使 用 目 的		旳	ri L		口そ	の他()	
				内	容									
使	用	人	員									人		
使月	用器具	具お。	よび		汝送	設備	□夜間	引照	明(午後	時	分~午後	時	分まで)	
設值	前				その	他()		
使月	用責任	£者£	モ名								(電話)
備			考											

	運動	広	場		
グラウンド()円×()区	[分=		円	
夜間照明()円×	分=		円	領
放 送 室	500円× 1回	=		円	
スコアボード	1,000円× 1回	=		円	
合計			円		

	領収書(控)	
		円
領	収	印

許可	第		号
	年	月	H

大東市立青少年野外活動センター使用許可申請書

(あて先)大東市教育委員会

	団	体	名				申請		年	月	日
申 ===	住		所	<u>T</u>			•				
請	フ	リ ガ	ナ				電話				
者	代	表者氏	名				携帯				
	団	体 区	分	こども会 学校	BS∙GS ≶	家族 そ	その他団体	()		

次のとおり大東市立書小年野外活動センターを使用したいので申請します

ν	(0)	C 40)	八水巾五日ノ	十五/11日到	C 7 / CD	C/13 C	/C V V/	C T PH C	→ 7 0		
使月	# F	日時		年	月	日(前・午後		-	泊 日
1~ /	13 1			年	月	目()午	前・午後	時ま	きで	日帰り
	里	外	野外テーブ	ル 自炊場	グランド	ファイ	イヤー場	易 PAD	場		
使用	月泪	動	2階集会場	ウス							
施設	沒	1 泊	アーチハウ	ス ()	棟 テント	サイ	ト ()張			
	1E	1 10	本館宿泊室	$(1 \cdot 2)$	本館2	階	和室				
使月	刊 p	勺容									
予			乳児 0~2歳	幼児 3~6歳	小学生	中	学生	高校 大学	· 生	大人	合計
定	-	,男									
人	市	女									
	市名	男									
数	1112	女									
	合	計									
使用		住所					,				
日の 任者		氏名					電		話		
備		考									

* 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。			
* 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。	使	用	料
施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。			円
誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)	領	収	印
□ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を 行いません。 □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用 許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。 □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、			
大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。			

(旧) 【大東市立青少年野外活動センター条例施行規則】

様式第1号(第2条関係)

	許可	第		号
I		年	月	日

大東市立青少年野外活動センター使用許可申請書

(あて先)大東市教育委員会

	寸	体	名		申請		年	月	日
申	住		所						
請	フ	リ ガ	ナ		電話				
者	代表	長 者 氏	名		携帯				
	寸	体 区	分	こども会 学校 BS・GS 家族 そ	の他団体	()		

次のとおり大東市立青少年野外活動センターを使用したいので申請します。

使月	Ħ F	日時		年年	月 月	日(日(, , , , , , ,	「・午後 「・午後	時から 時まで	泊 日 日帰り		
	野	外	野外テーブ		グランド				. , 0	E 711 7		
使用	活	動	2階集会場	1 階会諱	養室(1・ 2	全面)		クラフ	トハウス			
施設	窄	i泊	アーチハウス () 棟 テントサイト () 張									
	1E	1 10	本館宿泊室	(1 · 2)	本館 2	階	和室					
使月	∄ ⋫	7 容										
予			乳児 0~2歳	幼児 3~6歳	小学生	中等	生	高校・ 大学生	大人	合計		
定	市内	男										
人	Har	女										
数	市タ	,男										
双	1117	女										
	合	計										
使用		住所				•			,			
日の 任者	- 1	氏名					電	話				
備		考										

- * 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- * 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。

施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」と あるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と 読み替えるものとします。

使	用	料
		円
領	収	印

大東市公共施設予約シスラ	ムに関する規則新旧対照表							
新	旧							
平成18年2月23日 教委規則第1号	平成18年2月23日 教委規則第1号							
(対象施設)	(対象施設)							
第3条 予約システムの対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、	第3条 予約システムの対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、							
次に掲げるとおりとする。	次に掲げるとおりとする。							
(1) 大東市立生涯学習センター	(1) 大東市立生涯学習センター							
(2) 大東市立まなび北新	(2) 大東市立まなび北新							
(3) 大東市立まなび泉	(3) 大東市立まなび泉							
(4) 大東市立まなび南郷	(4) 大東市立まなび南郷 <u>(ボランティアルームを除く。)</u>							
(5) 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター	(5) 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター							
(6) 大東市立市民体育館	(6) 大東市立市民体育館							
(7) 大東市立テニスコート	(7) 大東市立テニスコート							
(8) 大東市立公民館	(8) 大東市立公民館							
2 (略)	2 (略)							
(システム登録資格)	(システム登録資格)							
第4条 システム登録を行うことができる者は、16歳以上で、次の各号のいず	第4条 システム登録を行うことができる者は、16歳以上で、次の各号のいず							
れかに該当する者とする。ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する	れかに該当する者とする。							
法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、								
またはその利益になるおそれがあると認められるときは、システム登録を行う								
ことができない。								
(1) 市内に在住する者	(1) 市内に在住する者							
(2) 市内の学校等に在学する者	(2) 市内の学校等に在学する者							
(3) 市内の事業所等に勤務する者	(3) 市内の事業所等に勤務する者							

- (4) 所属する者が2人以上の団体の代表者であって、前3号のいずれかに該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大東市教育委員会(以下「委員会」という。) が特に認めた者
- 2 <u>前項本文</u>の規定にかかわらず、大東市立生涯学習センター、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター、大東市立市民体育館、大東市立テニスコートまたは大東市立公民館を使用しようとする中学生以上の者は、システム登録を行うことができる。
- 3 委員会は、前項に規定する場合において、システム登録を認めないときは、 大東市公共施設予約システム登録不承認通知書(様式第4号)により、その旨 を申請者に通知するものとする。

- (4) 所属する者が2人以上の団体の代表者であって、前3号のいずれかに該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大東市教育委員会(以下「委員会」という。) が特に認めた者
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、大東市立生涯学習センター、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター、大東市立市民体育館、大東市立テニスコートまたは大東市立公民館を使用しようとする中学生以上の者は、システム登録を行うことができる。
- 3 委員会は、前項に規定する場合において、システム登録を認めないときは、 大東市公共施設予約システム登録不承認通知書(様式第4号)により、その旨 を申請者に通知するものとする。

(新) 【大東市公共施設予約システムに関する規則】

様式第1号(第5条関係)

大東市公共施設予約システム登録申請書

1	新規	2	変更	3	再発行	4	その他()

(あて先)大東市教育委員会

大東市公共施設予約システム登録および申請に関する規則の規定により、次のとおり申請します。

												申	請	日	年	月	日
Ι	D	番	号									パ ス ※英数 ⁴ せてくた		- ド *合わ			
フ	IJ	ガ	ナ														
氏	名また	は団体	本名	姓/団体	本名							名					
主	な使	用目	的	目的お。	よび内	容(具	体的	に記	入し	てく	ださ	(° ()					
フ	IJ	ガ	ナ														
≫ E	団体のみ	代表者氏	名	姓								名			 		
住			所	(₹		_)							
生	年	月	日			左	F.		月		E	1 (満)				
電	話	番	号	()				_						
F	A X	番	号	()				_						
通ア	知用ド	メーレ	ルス	□パソコ	コン												
	どちらか してくだ		て記	□携帯電	直話												

※団体登録の場合は、別途団体構成員名簿を提出してください。

使用する施設に○印をしてください。
_
誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)
□ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
□ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消
されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
□ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の
官公署に照会を行うことについて同意します。

以下事務所処理欄

7h 37 = 45	証・そ	の他()					
確認書類 確認者								
	□市内	□市内在	学・在勤	j)	□社会教育団体			
使用者区分□市外		□個人・団体			□男女共同参画関係団体			
使用有区方		□営利活	動個人・	団体				
		□中学生	の個人・	団体				
確 認 日		年	月	日		-		-
受理施設								

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」 と読み替えるものとします。

年齢は、申請日における満年齢を記載してください。

(旧) 【大東市公共施設予約システムに関する規則】

様式第1号(第5条関係)

大東市公共施設予約システム登録申請書

1	新規	2	変更	3	再発行	4	その他()
---	----	---	----	---	-----	---	------	---

(あて先)大東市教育委員会

大東市公共施設予約システム登録および申請に関する規則の規定により、次のとおり申請します。

									申	請	日	年	月	日
Ι	D	番	号						※英数	. ワ ー 女字を組. [ください	み合			
フ	IJ	ガ	ナ						-					
氏	名また	は団体	本名	姓/団体名	,				名					
主	な使	用目	的	目的および	バ内容(」	具体的	に記り	しして	ください	· '。)				
フ	IJ	ガ	ナ											
% E	団体のみ	·,		姓					名					
	代表者	皆氏名												
住			所	(〒	_)						
生	年	月	日		年		月		日(満)				
電	話	番	号	()			_						
F	A X	番	号	()			_						
通ア	知用ド	メーレ	ス	□パソコン	/									
	どちらた 入してく			□携帯電話	f									

※団体登録の場合は、別途団体構成員名簿を提出してください。

使用する施設に○印をしてください。	
_	

以下事務所処理欄

7c 到 事 新	免許証	免許証・パスポート・健康保険証・公的年金証明書・学生証・その他(
確認書類	確認者	確認者										
	□市内	□市内在	学・在勤	□社会教育団体								
使用者区分	□市外	□個人・	団体	□男女共同参画関係団体								
使用有应刀		□営利活	動個人・団体									
		□中学生	の個人・団体									
確認日		年	月 日									
受理施設												

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」 と読み替えるものとします。

年齢は、申請日における満年齢を記載してください。

新

平成18年3月31日 教委規則第7号

第3章 大東市立公民館

(使用の申請)

- 第17条 公民館(条例第23条に規定する公民館をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第11号)を委員会に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者の数が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日の3 か月前に当たる日の属する月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)か ら行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会議室を大ホールと一体的に使用する場合にあっては、使用日の1年前に当たる日の属する月の初日から、会議室を多目的小ホールと一体的に使用する場合にあっては、使用日の6か月前に当たる日の属する月の初日から第1項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)を行うことができる。
- 4 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、公民館の使用に係る予約の申込みをすることができる。
- 5 <u>予約システム規則第9条第2項</u>の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>の通知を受けた者</u>は、使用日の7日前までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

旧

平成18年3月31日 教委規則第7号

第3章 大東市立公民館

(使用の申請)

- 第17条 公民館(条例第23条に規定する公民館をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第11号)を委員会に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者の数が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、使用日の3か月前に当たる日の属する月の初日(その日が休館日のときは、その翌日)から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会議室を大ホールと一体的に使用する場合にあっては、使用日の1年前に当たる日の属する月の初日から、会議室を多目的小ホールと一体的に使用する場合にあっては、使用日の6か月前に当たる日の属する月の初日から第1項に規定する申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)を行うことができる。
- 4 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条に規定する大東市公 共施設予約システムにより公民館の使用を予約することができる。
- 5 大東市公共施設予約システムに関する規則第9条の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>を受けた者</u>は、使用日の7日前までに第1項の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込み者は、当該予約の決定を証明する書類等の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

(新) 【大東市立総合文化センター条例施行規則】

様式第1号(第2条関係)

	大	東市	立文化	許可	第		号	
((あて	先)大师	東市拳	有委員会		年	月	日
	/>-		=r		rh >#	<i>/</i>	п	
申	住		所		申請	年	月	Ħ
請者	団	体	名		電話			
有	氏名	i(代表	(者)					

次のとおり使用許可を申請します。

使	用	日	時	年	月日	3(曜日		前後		時 分	ナカン	ら午着		時	分	まで		
使(行	用事	目名	的 等)				,				会	場責任		(TEL)				
使	用	内	容								主	な出	寅者					
/±		+/	⇒nı	I	使	用	区			分		/± =	a del	加	算	料	生田島	[⇒ [.
使	用	施	設	午 9:00~1	前 .2:00	午 13:00~	後 ~17:00)	夜 18:0	間 00~22:0		使用	1 科				使用料	rat
大	ホ	_											円	円		円		円
楽	屋		· 2 · 4															
多	目的	カホー	ール															
リ.	ハー	ーサノ	レ室															
音	楽;	練習	_															
ギュ	ィラ	展力	7室1															
IJ,	`_	展力	下室2															
		Ľ	ラス					_				1						
控		1 •													-			
附	属	- "	備	l	1										1			
入	席	_	斗 ・ 売	無料	持辺	具器 具	-					使用	料合	計金額	ŀ			
	А	Bil	90	ヨロル	7. 1.5	易予 定				回/区	\triangle	開場	開演	終演	+			
場	В					予定			開終	1回目	IJ	 	州供	1 水平便	-			
料	С					、 」 			時	2回目					-			
1-1	D				-	· 後援	有・	無	間	3回目					1	使月	月料領収	2 書
入	指	定席	券•	自由席券			発	,,,,							†	1	(控)	
入場券				係者・そ			売所											
打	合も	せ予?	定	4	F,	月 日	(曜	日)	午	前後	Ħ	侍 :	分頃				金額領収 した。	Z
使	用の)条(件													領	1 収 月	-D

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」 と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるもの とします。

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

- □ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
- □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

(旧) 【大東市立総合文化センター条例施行規則】

様式第1号(第2条関係)

	大	東市立	文文化	ボール・市民ギャラリー使用許可申請書	許可	第		号	
((あてタ	七)大原	東市拳	有委員会		年	月	日	
申	住		所		申請	年	月	H	٦
請	団	体	名		電話				
者	氏名	(代表	者)						

次のとおり使用許可を申請します。

			区/川町 円	_ , ,,,,,	- 0., 0										
使		日時	年	月日	3(曜日	目)午前後		時 分	カコ	ら午着	前	時 夕	分まで		
使 (行	用 f 事	目 的 名等)							会	場責何	壬者	(TEL)			
使	用	内 容							主	な出泡	寅者				
				使	用	区		 分				加多	章 料		
使	用	施設	午	前	午	後	夜	間	1	使 圧	料			┪	使用料計
			9:00~	2:00	13:00~	~17:00	18:0	00~22:0	00						
大	ホ	ール									円	円	F	7	円
楽	屋	1 · 2 3 · 4													
多	目的	Jホール													
IJ,	ハー	サル室													
音	楽	練習室													
		展示室1													
	トラ	展示室2													
IJ	_	テラス												1	
拉	室	1 • 2												+	
附	王 属	設備												+	
PI	有		無料	1											
入	-			持辺	具器之	ł				使用	料合	計金額			
	席	前売	当日売	- 15	1 7 A		1		()	DD 10	BB V4	. 44.35			
場	A			1	身予 定		開	回/区	分	開場	開演	終演	1		
	В				予 定		終								
料	С				催者		時	2回目							
	D			共催	・後援	有・無	間	3回目					使	用	料領収書
入場	指:	定席券・	自由席券	整理	!券	発売									(控)
券	会.	員券・関	係者・そ	の他		所									
Ī.	上記金額領収														
打	合せ	予定	4	F ,	月 日	(曜日)午	後	H.	等 :	分頃		l	まし	た。
1±	Шσ	久 /H													
1史		条件	* 150 AA*-												収 卸

※ 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」 と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものと します。 新

平成23年9月15日 教委規則第4号

第3章 大東市立四条体育館

(使用の申請)

- 第7条 体育館施設等(条例第15条に規定するものをいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項の申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、体育館施設等を使用する日(同一月内で、その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の3か月前の月の初日から行うことができる(付属設備を使用する場合も同様とする)。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、<u>前項に規定する</u>申請可能日から5日後までの間において、体育館施設等の使用に係る予約の申込みをすることができる。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則<u>第9条第2項</u>の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>の通知を受けた者</u>は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに、第1項の使用申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。
- 5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日以後において、第1項 の規定による申請が行われていないときは、ふれあいセンターの窓口において

旧

平成23年9月15日 教委規則第4号

第3章 大東市立四条体育館

(使用の申請)

- 第7条 体育館施設等(条例第15条に規定するものをいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。
- 2 前項の申請(予約の申込みとみなす場合を含む。)は、体育館施設等を使用する日(同一月内で、その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下同じ。)の属する月の3か月前の月の初日から行うことができる(付属設備を使用する場合も同様とする)。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号。以下「予約システム規則」という。)第5条に規定する登録手続を行った者は、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、<u>前項の</u>申請可能日から5日までの間において、体育館施設等の使用に係る予約の申込みをすることができる。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則<u>第9条</u>の規定による予約の決定(以下「予約の決定」という。) <u>を受けた者</u>は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに、第1項の使用申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、第1項の申請書の提出とみなすものとする。

同項の規定による申請その他の手続を行うことができる。この場合において、 予約システム規則第2条第1項に規定する予約システムによる体育館施設等 の使用に係る予約の申込みはできないものとする。

(使用の許可)

第11条 指定管理者は、体育館施設等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに利用料金を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館施設等を使用する際、大東市公共施設許可書を提示しなければならない。

第5章 大東市立ふれあいルーム

(予約システムでの予約)

- 第22条 ふれあいルーム施設等(条例第34条に規定するものをいう。以下同じ。)の使用をしようとする者で、事前に予約システム規則第5条に規定する登録手続を行ったものは、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、企画展示室については、この限りでない。
- 2 抽選等の選考を経て、予約の決定の通知を受けた者は、使用日の7日前まで にふれあいルーム施設等の使用申請その他の手続を行わなければならない。こ の場合において、予約システムによる予約の申込みは、当該予約の決定を証明 する書類の提示により、ふれあい施設等の使用に係る申請書の提出とみなすも

(使用の許可)

- 第11条 指定管理者は、体育館施設等の使用の申請を受けたときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市公共施設使用許可書(様式第7号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 指定管理者は、前項の使用の可否の決定において、先着順、抽選その他指定 管理者が適当と認める方法により、体育館施設等を使用できる者を決定するも のとする。
- <u>3</u> 指定管理者は、予約の決定を受けた者が、所定の期日までに利用料金を納付しないときは、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 4 第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館施設等を使用する際、大東市公共施設許可書を提示しなければならない。

第5章 大東市立ふれあいルーム

(予約システムでの予約)

- 第22条 ふれあいルーム施設等(条例第34条に規定するものをいう。以下同じ。)の使用をしようとする者で、事前に予約システム規則第5条に規定する登録手続を行ったものは、同規則第2条第1号に規定する予約システムにより、使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、企画展示室については、この限りでない。
- 2 抽選等の選考を経て、予約の決定の通知を受けた者は、使用日の7日前までにふれあいルーム施設等の使用申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、予約システムによる予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示により、ふれあい施設等の使用に係る申請書の提出とみなすも

のとする。

3 第24条において準用する第7条第2項に規定する申請可能日から15日を 経過した日以後において、同条第1項の規定による申請が行われていないとき は、予約システム規則第2条第1号に規定する予約システムによる予約の申込 み等ふれあいルーム施設等(企画展示室を除く。)の使用に係る手続をするこ とができる。 のとする。

(新)【大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則】

様式第1号(第3条関係)

堂山古墳群史跡広場禁止行為等許可申請書

年 月 日

囙

(あて先) 大東市教育委員会

(申請者) 住所

氏名

大東市立堂山古墳群史跡広場条例第7条の規定により、下記のとおり、堂山史跡広場 における行為等を許可されるよう申請します。

記

	内	容	(大東市立堂山古墳群史跡広場条例第 条第 号に	該当)
許可を希 望する行	日	時		
為等	目	的		
	その	の他	(参加人数等)	
責任者	氏	名		
貝任石	連組	各先	Tel ()	
その他特記事項		項		

備考 堂山史跡広場の管理を指定管理者に行わせている場合には、様式中「大東市教育 委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

- □ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
- □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の 官公署に照会を行うことについて同意します。

(旧)【大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則】

様式第1号(第3条関係)

堂山古墳群史跡広場禁止行為等許可申請書

年 月 日

囙

(あて先) 大東市教育委員会

(申請者) 住所

氏名

大東市立堂山古墳群史跡広場条例第7条の規定により、下記のとおり、堂山史跡広場における行為等を許可されるよう申請します。

記

	内	容	(大東市立堂山古墳群史跡広場条例第 条第 号に該当)
許可を希 望する行	日	時	
為等	目	的	
	その	の他	(参加人数等)
責任者	氏	名	
貝任相	連約	各先	Tel ()
その他特	記事	項	

備考 堂山史跡広場の管理を指定管理者に行わせている場合には、様式中「大東市教育 委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(新) 【大東市立文化情報センター条例施行規則】

様式第1号(第2条関係)

使用許可申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

(申請者) 住 所 氏 名 電 話

大東市立文化情報センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり使用許可を申請します。

人東市立文化情報 ピングー条例	小旭1] 规则第2条975	妃廷により、仏のこわり使用計刊を申請しより。
使 用 年 月 日		
使用目的 · 内容		
使 用 人 員		
使用責任者:氏名		
使用責任者:電話番号		
使用時間		施設使用料(円)
時 分 ~ 時	分	
付属設備		付属設備使用料(円)
		合計使用料(円)

備考 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

- □ 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。
- □ 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。
- □ 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公 署に照会を行うことについて同意します。

(旧) 【大東市立文化情報センター条例施行規則】

様式第1号(第2条関係)

使用許可申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

(申請者) 住 所 氏 名 電 話

大東市立文化情報センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり使用許可を申請します。

施設使用料(円)
付属設備使用料(円)
合計使用料(円)

備考 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と読み替え、併せて利用料金を収受する場合は「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

教委議案第21号

大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則について

大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成27年7月30日提出

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義

理 由

公共施設予約システムの適用拡大に伴い、所要の改正を行うため。

大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則

平成27年7月31日教委規則第7号

大東市公共施設予約システムに関する規則(平成18年教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 大東市立公民館
- 第3条第1項に次の2号を加える。
- (9) 大東市立北条体育館
- (10) 大東市立北条グラウンド

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 大東市立龍間運動広場

第4条第2項中「大東市立生涯学習センター」の次に「、大東市立公民館」を加え、「または大東市立公民館」を「、大東市立北条体育館または大東市立北条グラウンド」に改める。

付 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

人来印公共地設了がプラインに関する規則利印列思衣					
新	旧				
平成18年2月23日 教委規則第1号	平成18年2月23日 教委規則第1号				
(対象施設)	(対象施設)				
第3条 予約システムの対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、	第3条 予約システムの対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)は、				
次に掲げるとおりとする。	次に掲げるとおりとする。				
(1) 大東市立生涯学習センター	(1) 大東市立生涯学習センター				
(2) 大東市立まなび北新	(2) 大東市立まなび北新				
(3) 大東市立まなび泉	(3) 大東市立まなび泉				
(4) 大東市立まなび南郷	(4) 大東市立まなび南郷				
(5) 大東市立公民館					
<u>(6)</u> 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター	<u>(5)</u> 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター				
(7) 大東市立市民体育館	(6) 大東市立市民体育館				
<u>(8)</u> 大東市立テニスコート	<u>(7)</u> 大東市立テニスコート				
(9) 大東市立北条体育館	(8) 大東市立公民館				
(10) 大東市立北条グラウンド					
2 前項に規定する施設のほか、次に掲げる公共施設の予約状況に係る情報提供	2 前項に規定する施設のほか、次に掲げる公共施設の予約状況に係る情報提供				
を行うものとする。	を行うものとする。				
(1) 大東市立青少年野外活動センター	(1) 大東市立青少年野外活動センター				
	(2) 大東市立龍間運動広場				
(2) 大東市立文化ホール	(3) 大東市立文化ホール				
(3) 大東市立文化情報センター	(4) 大東市立文化情報センター				

(4) 大東市立龍間運動広場

(5) 大東市立市民会館

(システム登録資格)

- 第4条 システム登録を行うことができる者は、16歳以上で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあると認められるときは、システム登録を行うことができない。
 - (1) 市内に在住する者
 - (2) 市内の学校等に在学する者
 - (3) 市内の事業所等に勤務する者
 - (4) 所属する者が2人以上の団体の代表者であって、前3号のいずれかに該当する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、大東市教育委員会(以下「委員会」という。) が特に認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、大東市立生涯学習センター、大東市立公民館、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター、大東市立市民体育館、大東市立テニスコート、大東市立北条体育館または大東市立北条グラウンドを使用しようとする中学生以上の者は、システム登録を行うことができる。

(5) 大東市立市民会館

(システム登録資格)

- 第4条 システム登録を行うことができる者は、16歳以上で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあると認められるときは、システム登録を行うことができない。
 - (1) 市内に在住する者
 - (2) 市内の学校等に在学する者
 - (3) 市内の事業所等に勤務する者
 - (4) 所属する者が2人以上の団体の代表者であって、前3号のいずれかに該当する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、大東市教育委員会(以下「委員会」という。) が特に認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、大東市立生涯学習センター、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター、大東市立市民体育館、大東市立テニスコート<u>または大東市立公民館</u>を使用しようとする中学生以上の者は、システム登録を行うことができる。

教委議案第22号

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則について

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則を次のとおり制定する。

平成27年7月30日提出

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義

理 由

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の組織、運営等の詳細を定めるため。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則

平成27年7月31日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 専門委員会の委員(以下「委員」という。)は、文化財について学識経験を有する 者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員会に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 4 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第3条 専門委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のとき は議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、または専門委員会の会議への出席を求め、その説明もしくは意見を聴くことができる。

(四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会との連携)

第5条 専門委員会は、四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会との連携を図り つつ、担任する事務を遂行するものとする。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例

平成27年6月25日 条 例 第 18 号

大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

大東市飯盛城跡	飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等に	5人以内
の調査研究に関	ついての調査審議に関する事務	
する専門委員会		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

大東市附属機関条例 新旧対照表

		新				旧	
大東市附属機関条例			大東市附属機関条例				
		平成24年12月25日	条例第29号			平成24年12月25	日 条例第29号
別表(第2条関係)			別表(第	2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定 数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定 数
市長				市長			
		本市が設置する小学校および中学校 (以下「小・中学校」という。)で使用する 教科用図書の選定についての審議に関 する事務	6人以内		大東市義務教育諸学校 教科用図書選定委員会	本市が設置する小学校および中学校 (以下「小・中学校」という。)で使用する 教科用図書の選定についての審議に関 する事務	6人以内
教育委員会	結核対策検討委員会	小・中学校における児童および生徒に係る結核対策についての検討および調査 審議に関する事務			大東市立学校に関する結核対策検討委員会	小・中学校における児童および生徒に係る結核対策についての検討および調査 審議に関する事務	7人以内
		大東市教育ビジョンについての調査審 議に関する事務	6人以内			大東市教育ビジョンについての調査審 議に関する事務	6人以内
		飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等に ついての調査審議に関する事務	5人以内				

教委議案第23号

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員を次のとおり委嘱する。

平成27年7月30日提出

大東市教育委員会 教育長 亀岡 治義

理 由

飯盛城跡の国史跡指定を目指すにあたり、その前提となる具体的な調査・研究について、関連する各分野の専門家の観点から総合的に指導・助言を受けるため。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員候補者

氏 名	部門	備考
うえはら まひと 上原 真人	考古学	京都大学名誉教授 辰馬考古資料館館長
うちだ かずのぶ 内田 和伸	保存修景	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長
なかいのとし中井 均	考古学	滋賀県立大学 人間文化学部 地域文化学科 教授
なかにし ゅうき 中西 裕樹	中世城館	高槻市立しろあと歴史館事務長 兼 歴史民俗資料館館長
にき ひろし 仁木 宏	日本中世史	大阪市立大学大学院文学研究科 教授

(五十音順)

7. 一般業務報告

- 1. 平成27年6月大東市定例月議会一般質問要旨について
- 2. 教育研究フォーラムについて
- 3. 大東市立図書館資料収集等取扱要綱の一部を改正する要綱について
- 4. 大東市市民文化自主事業に関する補助金交付要綱について
- 5. 大東市青少年指導員要綱の一部を改正する要綱について
- 6. 大東市立北条コミュニティセンター条例および条例施行規則、ならびに 北条コミュニティセンターの指定管理者選定の状況について

8. 会議録

亀岡教育長

それでは、7月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしくお願いします。

品川部長

本日の出席者は教育長ならびに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

この度、7月1日付で新たに水野達朗委員が教育委員に就任されました。一言ご挨拶をお願いします。

水野委員

亀岡教育長

水野達朗でございます。みなさま、よろしくお願いいたします。 それでは、議事日程に入らせていただきます。

日程第 1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、 本日の署名委員は、小南委員によろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第18号「平成28年度大東市立小学 校使用教科用図書採択について」でございます。本日、傍聴の申し 出がございましたので、傍聴人に入室をしていただきます。

それでは、説明をお願いします。

宮田課長参事

教委議案第18号「平成28年度大東市立小学校使用教科用図書 の採択について」説明をさせていただきます。

平成28年度に大東市立小学校が使用する教科用図書を採択することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科書を除き、4年間は、毎年度同一の教科書を採択しなければならないという規定でございます。すなわち小学校の平成28年度使用教科用図書につきましては、平成27年度と同一の教科書を採択しなければならないということになります。

資料「平成27年度大東市小学校使用教科用図書一覧」にござい

ます教科書の採択について、よろしくご審議の上、ご議決賜ります ようお願いいたします。

亀岡教育長

ただいまの説明で、ご質問等はございますでしょうか。ないよう でしたら、この案件につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第19号「平成28年度大東市立中学 校使用教科用図書採択について」説明をお願いします。

宮田課長参事

教委議案第19号「平成28年度大東市立中学校使用教科用図書 採択について」ご説明いたします。

平成28年度使用大東市立中学校教科用図書を採択することについて、委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項に規定されている4年に一度の採択替えの年にあたり、中学校の平成28年度使用教科用図書につきましては、7月3日の選定委員会において、慎重に検討、審議いたしまして、その結果をまとめ、答申が出されました。つきましては、この答申を受けて、本市中学校採択教科書全13種目を決定するため、ご審議をお願いいたします。

鲁岡教育長

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項、教育委員会の職務権限の第6号に規定のあるとおり、学校教育において教科の主たる教材として重要な役割を果たす教科書を、教育委員会の判断と責任により採択するという極めて重要なものであります。

そのため、平成28年度より使用する中学校教科用図書の採択に あたりましては、教育委員会として適正な教科書選定の実施のた め、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づき、 選定委員会に諮問をし、その意見を求めていたところです。 教育委員におかれましては、私も含めまして、それぞれが自宅において学習したり、また、教育研究所において事前の学習会を持つなどし、全種目に目を通し、編修趣意書や市の調査員からの研究資料、大阪府からの選定資料等も参考にしながら学習してまいりました。

本日は、選定委員会よりいただいた答申をもとに、大東市の子どもたちにとって最もふさわしい教科書の採択について、慎重な審議を行ってまいりたいと考えております。

審議に入ります前に、答申がなされるまでの過程につきまして、 松下選定委員長から説明をお願いします。

松下指導監

ただいま教育長からもありましたように、4月15日に平成28 年度使用中学校教科用図書の選定につきまして、教育委員会から諮問がありました。

それを受けまして、大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員 会規則に基づき、今年度の採択について審議してきたところです。

今年度は、中学校が4年に1度の採択替えの年となっております。したがって、中学校各種目におきましては、より専門的な調査を行うため、調査員を置くことを決定いたしました。

調査員におきましては、発行者ごとに、目標・内容の取扱い、人権の取扱い、内容の程度、組織・配列、分量、創意工夫、補充的な学習・発展的な学習、の7項目を中心に、約1ヶ月にわたる調査研究を経まして、6月22日の調査員会において、調査研究の報告をしていただきました。その報告資料をもとに、7月3日に選定委員会を開催し、調査員からの報告資料を慎重に整理し、まとめるという形で答申をさせていただいております。

また、市内8中学校へは見本本の移動展示を各校1週間ずつ開催 し、学校としての意見を集約したものも参考にしていただけるよう にしております。 なお、6月1日~7月8日の約1ヶ月間、教育研究所及び、市内 東部図書館・西部図書館にて教科書展示会を開催しました。閲覧者 からのご意見は26名分でした。いただいたご意見は事前学習会で も参考にしていただいたところです。以上が経過報告でございま す。

亀岡教育長

経過報告をいただきました。ほか、委員の方々から、ご質問はありませんか。

小南委員

答申文では略称が使用されておりますが、正式な名称を確認していただきたいと思います。

亀岡教育長

それでは、選定委員長から説明をお願いします。

松下指導監

各発行社の正式な名称を申し上げます。申し上げます順は、文部 科学省の「教科書目録」にあります発行者番号順でございます。な お、答申文につきましても、記述は発行者番号順となっております。

「東書」は「東京書籍株式会社」、「大日本」は「大日本図書株式会社」、「教図」は「教育図書株式会社」、「開隆堂」は「開隆堂出版株式会社」、「学図」は「学校図書株式会社」、「三省堂」は「株式会社会省堂」、「教出」は「教育出版株式会社」、「教芸」は「株式会社教育芸術社」、「清水」は「株式会社清水書院」、「光村」は「光村図書出版株式会社」、「帝国」は「株式会社帝国書院」、「大修館」は「株式会社大修館書店」、「啓林館」は「株式会社新興出版社啓林館」、「数研」は「数研出版株式会社」、「日文」は「日本文教出版株式会社」、「学研」は「株式会社学研教育みらい」、「自由社」は「株式会社自由社」、「育鵬社」は「株式会社育鵬社」、「学び舎」は「株式会社学び舎」以上でございます。よろしくお願いいたします。

亀岡教育長

ほか、よろしいでしょうか。それでは、国語について報告願います。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

小南委員

どの教科書もそれぞれの領域が調和的に扱われており、国語力が身に付くよう編集されていました。「東書」は、冒頭の領域別学習材一覧は、一年間の学習が見通しやすいと思います。ことばの力に重点を置き、小学校6年生の漢字一覧表も掲載されており、小学校と中学校の学習のつながりも大切にされていると感じます。また、「学図」は、学習のテーマが明確でわかりやすく、調査員からの意見にもありますが、「学びの窓」が大変優れており、学習を深め、子どもの力を高められるような内容となっております。どの教科書も工夫されていますが、なかでも私は「学図」が一番良いのではと思います。

田中委員

私も「学図」が良いと思います。「学図」は、多彩な作品で構成されており、本格的な読み物も取り扱われています。ただ、字が小さく見えるので、国語の苦手な生徒にとっては、少し難しく感じるのではという点が気になります。その点で言いますと、「光村」は、全体的に見やすく学習に入りやすいように感じます。

水野委員

見やすさの点では、「三省堂」もなかなか見やすい教科書だと感じました。内容については、どの教科書も本当に創意工夫がされていると感じました。特に、新出漢字の扱いについては、「学図」はスペースも十分にとって、とても見やすくなっていますので、生徒にとっては最も学びやすい教科書だと思います。

花田委員

田中委員のおっしゃる通り、私も「学図」は、最初から読み応え のある作品が多く、内容も大変充実していると感じました。特に国 語の好きな生徒にとっては、進んで自分から学習できるような学習 を深める工夫がよくできている教科書だと思いました。一方で、 様々な生徒がいますので、国語が好きな生徒ばかりではないという ことを考えると、この教科書では国語の苦手な生徒も学習に引き込 むような配慮や工夫がかなり先生に求められてくると思いました。

小南委員

そうですね。教員の指導力は問われるところですが、今、必要と

されているようなことばの力を高めるという点で、「学図」は大変、 工夫された利用価値のある教科書だと思います。「教出」は、巻末 の付録資料の内容や分量が特に漢字について充実したものだと思 います。

亀岡教育長

各校への移動展示などでの意見でも、「学図」は、教科書の定番 作品から現代の人気作家までバランスよくそろえているという意 見もありました。みなさんの意見を総合的に考えますと、やはり「学 図」になりますでしょうか。いかがでしょう。

ー全員、異議なしー

亀岡教育長

それでは、国語は「学図」を採択いたします。次に書写に移りま す。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

花田委員

どの教科書もとても工夫されていて素晴らしい教科書ばかりだと思いました。その中でも、「東書」が良いと思いました。どの出版社もひらがなの元はどういう漢字かというのは出ていますが、「東書」では「あいうえお」の横に、どうして「あ」になったかを途中経過も含めて示されている点がとても良いと思います。また、8ページの「調べよう」で良い例と悪い例を並べて書いているところなどは、とてもわかりやすい工夫をされていると思います。

水野委員

私は、「教出」は手本として子どもたちが横に置いて使う教科書としてはとても良いと思います。また、「光村」は実生活に結びつく内容で、66ページにあるような送り状の書き方や特に願書の書き方については、とても充実していました。甲乙つけがたいですが、それぞれの良さを認めつつ、あえて言うなら「光村」が良いと思います。

小南委員

おっしゃるとおり、「光村」は常用漢字の一覧表についても横に 配列しており、特徴的だと思います。「東書」は、42ページの「生 活を豊かにする文字」として、職場訪問として保育所を訪問する活動を設定し、「依頼状を書くところから、実際に訪問、お礼状を書く」という流れも自然で、身近な題材として興味深いものだと思いました。また、書くときのコツが示されていたり、教科書を折って書き込めるようになっていたりと随所に工夫が見られるのも「東書」だと思います。

田中委員

私も「東書」が良いと思いました。「光村」も力の入れ方を数字で表している点ではわかりやすいのですが、「東書」は「トン・スー・ピタッ」と感覚的に示されている点では、子どもたちによりわかりやすく、また、指導もしやすいのではないでしょうか。「三省堂」の「書の名手たち」では、答申文にもありますが、様々な文字の作品が取り上げられ、伝統に親しめるような内容で興味深いものだと思います。

小南委員

興味・関心を引く点で言いますと、「学図」は表紙の裏面に、「身の回りの書き文字を探そう」ということで、日本各地の写真とともに紹介されています。これは、文字に対する生徒の興味を引くという意味で、とても工夫されていると思います。

亀岡教育長

私も、「東書」は良くない例も随所に示されていますので、比較 しながら良い点に気づくことができるという点で、とてもわかりや すいように感じます。

ひととおりご意見をいただきました。各社とも大変工夫されていますが、皆さんのご意見から、「東書」が適しているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

一全員、異議なし一

亀岡教育長

それでは、書写は「東書」を採択いたします。次に地理に移りま す。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

田中委員

私は「東書」が良いと思います。見やすさで言いますと「帝国」は、写真がとても大きく、地図資料も多く充実していると思いますが、「東書」は、資料が地図とリンクしているので調べやすく学習を進めやすいように感じました。

花田委員

「東書」は、「身近な地域の調査」の単元がありますが、たとえば266ページでは、左のページの上に示された流れを見て、今は何をしているのかを確認し、順に見通しを持ちながら学習を進めることができ、内容的にも大変充実していると感じました。

水野委員

どの教科書もとても興味深いものでした。なかでも「教出」は、 子どもたちが興味・関心を持って教科書を読もうという気持ちにな るという点で、わくわくするような写真や自分が住んでいる地域、 日本以外にこういう人々がいるのだなということをイメージさせ る、わくわくさせる写真がとても多く、工夫されていると思います。 また、学習の流れがわかりやすく、子どもたちにとっても学習を進 めやすいように構成されていました。

亀岡教育長

確かに見やすいという点で言うと、流れもわかりやすく、本文や 写真などのバランスが良く、全体的にも整理がされているのは「教 出」だと感じています。

小南委員

「教出」は、第3章の「現代日本の課題を考えよう」のページは 大変充実しており、内容も詳細で、子どもたちに考えさせるように 問いかけている点が特に良いと思います。その他にも、見本本を事 前に全て見ましたが、どの教科書も特色ある工夫がされていると思 います。なかでも、私は「東書」が良いと思います。学習したこと を単元ごとに、キーワードを使って説明したり、考えを書いたりす るなど、言語活動を大事にし、大変、工夫されています。「地理に アクセス」や「深めよう」では、情報が豊富で、生徒の関心や学習 意欲の向上に効果的だと思います。

花田委員

「日文」は章ごとにチェックボックスがあり、学習した重要な用

語を自分の言葉で説明できるかを確認することができるように工夫がされているのは、学習を確認するうえでとても良いと思いました。たとえば、266ページに「調査結果のまとめ方」がありますが、レポートをまとめるということは、高校、大学に進んだときも続いていくことなので、こういう工夫は良いと思いました。近畿地方についての記述については、どの教科書とも様々な工夫や特徴がありますが、「東書」は正攻法で、端的にわかりやすく示されているので、とても良いと感じました。

鲁岡教育長

ひととおりご意見をいただきましたが、各社とも優れた工夫がなされていますが、みなさんの意見を総合しますと、各委員、「東書」「教出」の2社に意見が分かれているようですが、ここで、答申文、事前学習での資料等も踏まえまして、2社について採決を取らせていただきます。よろしいでしょうか。

「東書」が良いと思う委員

⇒小南委員、花田委員、田中委員 挙手

「教出」が良いと思う委員

⇒亀岡教育長、水野委員 挙手

亀岡教育長

「東書」が3名、「教出」が2名ということになりましたが、水 野委員よろしいでしょうか。

水野委員

異議ありません。

亀岡教育長

それでは、地理は「東書」を採択いたします。次に歴史に移りま す。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

水野委員

答申文にもありますが、「教出」の「歴史の窓」や特設ページにおいて、具体的に言うと、「郷土の歴史を探ろう」、「資料から歴史を探ろう」、「人物から歴史を探ろう」、「地域から歴史を探ろう」、「世界から歴史を探ろう」など、様々な領域から掘り下げられているな

と感じました。各時代の人々の生き方や考え方について自分なりに 考えたり、様々な観点から人権問題を取り上げているので、生徒の 興味・関心を広げ、深めていけるように工夫がされていると思いま す。

小南委員

それぞれの教科書とも、創意工夫され良い点が随所にありますが、その中でも、私は全体的なバランスから「東書」が良いと思います。確かに「教出」は本文と資料のバランスが良く、人権問題、平和についても丁寧に取り扱われていると思います。また、答申文にもありますが、各社とも興味・関心を持って学習ができるよう資料を豊富に掲載し、工夫されています。「自由社」の我が国の起こりや古代の歴史についての記述、「育鵬社」の「歴史の名場面」や「人物クローズアップ」などは当時のキーマンや活躍がよく伝わってきます。「なでしこ日本史」の各時代で活躍した女性の紹介などもよくまとまっていると思います。「学び舎」の「歴史を体験する」の調べ学習の取組みなどは大変興味深い内容となっています。

田中委員

私も「東書」が良いと思います。「東書」は、左ページの下に「この見開きの時期」が示されており、歴史の流れの中での今の位置が 把握、理解しやすいと思います。また、右ページにある机のマーク で、学習内容を確認したり、深めたりするための課題があり、学習 の振り返りに活用できるのがとても良いと思いました。

亀岡教育長

確かに、「東書」の見開きの時期は大変わかりやすく、他の書にはないように思います。ただ、国際協調や平和について意見を述べますと、解決に向けた未来志向の記述がされている点では「教出」が良いと思います。

小南委員

先ほども申しましたが、「東書」は、本市が実践している個の学びからグループの学び、クラス全体への学びというように、学びを徐々に深めていくという過程が意識されてつくられています。本市が取組んでおります「学び合う」授業づくりを進める上では、大変、

活用しやすく、「歴史にアクセス」や「深めよう」では、生徒が主体的に学べるように工夫されていて、また、巻末には用語解説があり、最も効果的な教科書だと思います。

花田委員

各社とも本当に工夫されていると思います。なかでも、「清水」の「歴史のとびら」や「もっと知りたい歴史」も工夫されており、学習を広げ、深めることができる内容で印象的でした。「帝国」は、写真や地図資料が見やすくインパクトがありますし、生徒が興味を持って歴史にどんどん入っていける内容だと思いました。「日文」の「先人に学ぶ」なども大変興味深い内容だと思います。特に、140ページの「幕府のはげ山対策と都市に住む人々のリサイクル」は、いまの課題に先人から知恵を借りよう、歴史をいまに活かそうという工夫がされています。ただ、小南委員のおっしゃる通り、確かに「東書」は、学び合いがしやすい構成になっていますので、本市においては使いやすい教科書だと思いました。

亀岡教育長

ひととおりご意見をいただきました。各社とも良く工夫されていると思います。皆さんのご意見からは、「東書」が適しているのではないかというお声が多かったように思いますが、いかがでしょうか。

-全員、異議なし-

亀岡教育長

それでは、歴史は「東書」を採択いたします。次に公民に移ります。 す。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

水野委員

「自由社」は導入が独特で、歴史の学習を受け、日本を語り、その後、現代にという形でひと手間加えているように感じました。「育鵬社」の出だしのところの「なぜ公民を学ぶのか」、科目名以前に、公民という言葉は何なのかというところを深く掘り下げているところが特徴的だと感じました。「東書」は導入の文章量が適切で、

学習の流れが連続し、実にスムーズにつながっています。また、「東書」は、20、21ページに書かれている多文化共生の視点は、他の文化を受け入れるだけでなく、自国の文化をしっかりと尊重する視点も必要であろうかと思いますが、このあたりが充実している点も大きいと思います。私は、「東書」が良いと思います。

小南委員

「育鵬社」は、領土においては、エネルギーや漁業資源などにも観点を広げておられます。「理解を深めよう」では、人権問題について、平和努力の必要性、また、企業による福祉、教育への貢献も大切にしております。リンカーンの演説についても、有名なセリフも含めてとても丁寧に取り扱っており、特徴的だと思います。水野委員のおっしゃるとおり、「東書」は、205ページの終章「より良い社会を目指して」の「持続可能な社会を実現するための探究の方法」のところでは、課題を見つけ、解決のための取組みを考え、まとめるという流れがとてもよくできており、子どもたちにとってもわかりやすい流れとなっています。また、「公民にアクセス」では、高齢者の人権や幼保一元化などのタイムリーな話題にも触れ、現代社会の問題に目を向けて、自ら考える活動に役立つと思います。

田中委員

学習の流れで言いますと、「帝国」は学習課題から振り返りの課題までバランスが良く配置されていると思いました。また、「東書」は大変工夫されていると思います。34ページの「ちがいのちがい」では、自分のこととして考えながら、友だちと交流する中で考えを深めていくことができるので、自分自身が学習したという達成感につながるものだと思います。他にも、生徒の興味・関心を引き出す場面設定や資料などがよく工夫されていると思います。

花田委員

総合的に見ますと、やはり「東書」が優れているように思います。 目次の構成を見てみますと、「東書」の章の立て方は、しっかりと 整理されており、子どもたちにとって非常に勉強しやすく、理解し やすいものだと感じました。「深めよう」では、単に、知識理解だけにとどまらず、「トライ」で実際に一歩進めることができるように工夫されています。発展的な学習を図るという点では、「教出」の特設ページの「言葉で伝え合おう」では、シミュレーション「もしも私が裁判員裁判に参加したら」、プレゼンテーション「まちづくりのアイデアを提言しよう」、ポスターセッション「企業にこんなCSRを行ってほしい」など、非常に充実した内容になっています。「言葉で伝え合おう」や「読んで深く考えよう」といった工夫が印象的でした。

水野委員

発展的な学習の扱いについては大切にしたいところですね。答申 文にもありますが、「日文」の特設ページもとても充実しており、「チャレンジ公民」「情報スキルアップ」「明日に向かって」という3項目で特設ページがあり、これらは発展的な学習につながるものだと思います。

亀岡教育長

「東書」は、他にも、各章のはじめに、「コンビニエンスストア の経営者になってみよう」など、身近で生徒が興味を持って取組め そうなものを取り扱っていたり、様々な人権問題についても、とて も大切に取り扱われています。特に、インターネットと人権という 内容は充実していると思います。

田中委員

導入については、「清水」では、各編の扉のページで関連する人物を写真とともに取り上げ、生徒の興味・関心を引き出そうとしている点はおもしろいと思います。

亀岡教育長

ひととおりご意見をいただきましたが、各社ともきめ細やかに工 夫されています。ここで、総合的に判断しますと、「東書」が適し ているというご意見が多いように思いますが、いかがですか。

一全員、異議なし一

亀岡教育長

それでは、公民は「東書」を採択いたします。次に地図に移りま す。 松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

田中委員

見やすさで言いますと、「東書」が良いと思います。「東書」はすべて、地図帳をまっすぐにしたまま見ることができますが、「帝国」は机の上に置いた時に、斜めにして見なければいけないページもあります。経度・緯度に忠実に掲載されているかと思いますが、子どもにとっては、見やすさという観点では、「東書」が見やすいのではないかと思いました。

花田委員

見やすさという観点では、紙質についても、「東書」は光沢がかなりおさえられており、目に優しく見やすいという印象を受けました。地図の中で県名などが赤で示されていますが、赤の文字も白抜きになっており、この点でも見やすいと思いました。

水野委員

両社ともそれぞれ工夫されており、素晴らしい地図帳だと感じました。「東書」は見やすく、巻末資料も豊富で、目にも優しく、とても工夫されています。一方、「帝国」は、教科書を補うものとして、地図帳とは何かという点を考えたときには、深みを感じます。 私自身も地図帳といえばこれと個人的に感じるところもありましたので、マニアックなくらいが地図帳としては良いのかなとも感じました。甲乙つけがたいですが、現場の先生方のご意見や大東市の子どもたちの現状を考えると、「東書」が良いかと感じています。

小南委員

確かに、「東書」は、巻末の統計資料も大変見やすく、地図やグラフ、図においても全体の色使いがやさしく、見やすいです。また、地図についても、詳細な部分まで丁寧に記述されているので、よくわかるようになっています。178ページの「資料さくいん」についても、項目ごとに分類されていますので、探しやすいように工夫され、使いやすいと思います。

亀岡教育長

2社のうちどちらかと言いますと、先ほどから出ておりますよう に、総合的に考えてやはり「東書」になりますでしょうか。いかが でしょう。

-全員、異議なし-

亀岡教育長

それでは、地図は「東書」を採択いたします。次に数学に移りま す。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

小南委員

私は、「東書」が優れていると思います。紙面が有効的に整理されていて、文字や図が大きくわかりやすくなっています。また、随所に「たしかめ」があり、生徒に力がつくように工夫されています。特に、巻頭に「学び合い」の説明が丁寧にされていますので、本市で進めている「学び合う」授業づくりに大いに役に立つものだと思います。

水野委員

数学の苦手な子どもの立場に立って考えますと、たとえ話が実生活に結びつき、わかりやすいものが良いのではと思います。そんな視点で見本本を見たときに、「東書」と「啓林館」が工夫されていると感じました。特に、「啓林館」の「一次関数の利用」の単元で携帯電話の料金プランを取り上げていたり、「二次方程式」で誕生日はいつかと考えさせたり、子どもたちにとってとても身近な話題が扱われていました。総合的に考えますと、「啓林館」が良いかと思います。

田中委員

どの教科書も大変工夫されていると思います。なかでも、「東書」の「数学マイノート」では、ノートの全体像が示されていますのでとてもわかりやすいと思います。友だちの考えを書きましょうなど友だちを認め合ったり、つながりという点も大切にされています。また、「啓林館」は教科書としては、大変、整理がされているので使いやすいように感じました。総合的に考えますと、私もやはり「啓林館」が良いと思います。

花田委員

創意工夫という点で言いますと、「大日本」の巻末の「Mathful(マ

スフル)」の内容も大変興味深く、生徒にとっても興味、関心を持てる内容になっていると思いました。最後に載っている「対称な音楽」などもとてもおもしろくて、生徒が身の回りを見るきっかけをつくっている教科書だと感じました。

小南委員

「数研」は演習問題の量が充実しています。「日文」は今日的な課題と数学の関連を丁寧に取り上げています。「学図」は巻末に「さらなる数学へ~協同学習のページ~」を設けており、言語活動を重視したページがあります。各社とも創意工夫が感じられます。「啓林館」は、例や例題において、解答や証明が丁寧に示されており、生徒のよい手本になると思います。

亀岡教育長

そうですね。各社とも優れた特徴をもっており、それぞれに工夫されています。その中でも、今回は「啓林館」が優れているという意見が多かったように思いますがいかがでしょう。「啓林館」でよろしいでしょうか。

-全員、異議なし-

亀岡教育長

それでは、数学は「啓林館」を採択いたします。次に理科に移り ます。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

小南委員

私は「東書」が良いと思います。イラスト、写真などが豊富で、本文と資料との関連付けが大変学習しやすい配置になっています。また、はじめの学びの流れとともに、随所に「書く・話す」の課題があり、主体的な学習とともに、言語活動と協同学習が重視されています。「デジタルコンテンツマーク」では、コンピューターやインターネットを活用して、関心や意欲を持ち、効果的な学習ができるようになっています。また、各章の「Before & After」で学習前と学習後の考えを確認する活動はとても大切な視点だと思います。

花田委員

私は「啓林館」が良いと思います。ビジュアル的に大変見やすい

ですし、巻末の「地球・環境資料集 サイエンストラベラー」は、 地域ごとに環境等について整理されており、大変工夫された興味深 い内容だと思います。また、「大日本」も分かりやすいイラストだ し、「教出」もユニークな写真が掲載されていたり、単元末の重要 用語の整理や問題はとても充実していると思います。

水野委員

私は「教出」が良いと思います。写真やイラストが豊富で、わくわく感が感じられます。理科の苦手な子どもたちにとっても敷居が低く、学習に向き合うことができるように思います。花田委員のおっしゃる通り、単元末のまとめも充実しており、テストであればこんなふうに出題されるということもわかるようになっているのが良いと思います。「学図」もこれに近い印象ですが、わくわく感で比較すれば「教出」が良いと感じました。

田中委員

私は「東書」が良いと思います。実験のところでは、仮説をたてるところから、観察・実験、最後の考察までがとてもわかりやすく示されています。また、レポートづくりという点で、ノートづくりも意識されている点がとても良いと思います。文章を書く力をはぐくむためにも、ノートづくりを大切にしたいと考えています。

亀岡教育長

各社とも適切に観察・実験等が行えるよう豊富な写真やイラストが用意されていると思います。「大日本」のイラストは工夫されており、わかりやすい印象を受けますが、見た目やインパクト、内容等の全体的なバランスを考えますと、私は「啓林館」が優れているかと思います。「東書」「教出」「啓林館」で意見が割れているようですので、この3社で採決をとるということでよろしいでしょうか。

「東書」が良いと思う委員 ⇒小南委員、田中委員 挙手 「教出」が良いと思う委員

⇒水野委員 挙手

「啓林館」が良いと思う委員

⇒ 亀岡教育長、花田委員 挙手

亀岡教育長

「東書」が2名、「教出」が1名、「啓林館」が2名ということになりましたが、水野委員は「東書」「啓林館」についてはどのようなご意見でしょうか。

水野委員

「教出」以外であれば、「啓林館」が良いと思っていました。

亀岡教育長

それでは、「東書」が2名、「啓林館」が3名ということになりますが、小南委員、田中委員、よろしいでしょうか。

小南委員

異議ありません。

田中委員

異議ありません。

亀岡教育長

それでは、理科は「啓林館」を採択いたします。次に音楽に移り ます。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入りますが、一般と器楽がありますが、一人の 教員が指導する教科ですので、同じ発行社のものが望ましいのでは と思いますがどうでしょうか。

一全員、異議なし一

それでは、一般と器楽について、あわせてご意見をお願いします。 2社の見本本を見ますと、内容的には「教出」が充実していると 思います。音楽というものが音を楽しむ、楽器を演奏できるという だけではなく、人とつながるということまで踏み込まれています。 そういった意味で、2・3年の下の52、3ページがインパクトが ありました。アウトリーチや音楽療法にも触れられているのは大変 良いと思いました。特に、認知症の治療法として音楽療法は最近注 目されていますし、近年注目されているものと音楽を合わせている のが印象的でした。ただ、少し分量が多いというのが気になります。 その点、「教芸」は内容的に抑えられており、音楽の本質を楽しむ という点では良いと思います。甲乙つけがたいところではございま すが、「教芸」を使いながら、教員の話の中で、先ほどの音楽療法 の話などのように、広がりを持たせていくというのが良いのではと 思います。

田中委員

2社の見本本を見ましたが、私は「教芸」が良いと思いました。 2・3年の上の46ページの文楽の単元で、「新版歌祭文」"野崎村の段"が取り上げられているのは、本市大東市の地域ということもあり、とても親しみ深いと思います。

小南委員

「教出」の歌のアルバムのところでは2部合唱があるのですが、 3段または4段で構成されていて、書き込むスペースもあり、見や すく良いと思います。また、話し合いになっているという特徴もあ ります。国歌の取扱いについては、「教出」は歌詞についての解説 があり、丁寧だと思いました。一方、「教芸」は目次や各ページの 目標の字が大きく見やすく、何に取り組むのかも明確でわかりやす く、子どもたちにとっても学習しやすいのではと思います。ただ、 2部合唱等で、先ほど「教出」は3段か4段で構成されていると言 いましたが、「教芸」は5段か6段で構成されており、少し楽譜が 小さいと思います。

花田委員

答申文にもありましたし、先ほど、水野委員もおっしゃっていましたが、「教芸」は分量が適切だという点では、先生が扱いやすいのではないかと思いました。確かに、「教出」で、たとえば、音楽著作権とインターネットについてというようなところまで踏み込んでいますが、そのあたりは先生が盛り込んでいかれればいいのではないかと思いました。小南委員から、楽譜が小さいのではないかという意見もあったのですが、それだけ合唱曲が充実しているとも言えると思いますので、「教芸」の方が使いやすいのではないかと思いました。

亀岡教育長

各校意見書および調査員からの意見も、その専門性から「教芸」 が優れているとの声が多いようですが、各委員からのご意見につい ても「教芸」が多かったように思います。「教芸」でよろしいでしょうか。

-全員、異議なし-

亀岡教育長

それでは、音楽は「教芸」を採択いたします。次に美術に移りま す。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

田中委員

各社とも内容的にも大変充実しており、見ていてとても楽しい教科書だと思いました。「日文」は、2・3年上の真ん中の折込ページに、質の異なる紙を用いているのは、とても良いと思います。また、「光村」の1年の表紙の熊の彫刻など、実際に作品ができるまでの過程や作者の思いなども本文中で紹介されているのがとても興味深いと思いました。2・3年の5~7ページの「朝起きてから夜寝るまでの美術」では、時間の経過でとらえていくという視点が大変おもしろいと感じました。

小南委員

「開隆堂」の原寸ギャラリーの鑑賞については、先ほど、答申文にもありましたが、大変興味深いです。「日文」の「私との対話」や「問題意識を形に」は、自分と向き合い、今の気持ちを表現できるようになっていて、とても良いと思います。総合的に見ると、私は「光村」が良いと思っています。「光村」は、作品等の掲載が多く、また、制作の領域についても内容が充実していると感じます。2・3年の年表、歴史文化も大変わかりやすいです。

花田委員

確かに、みなさんがおっしゃるとおり「光村」はいろいろな工夫がされていると感じます。各単元での目標が短い文章で明確に示されていますので、見通しを持って子どもたちが学習にのぞむことができると思います。

水野委員

私も「光村」が良いと思います。テーマが明確に示されており、 何ができるようになれば良いかがわかりやすく、こんな技法を使 う、代表作というように構成が一貫しています。過去に学んだ技法 を使って、子どもたちも徐々にうまくなっていくという感覚が味わ えるのではないでしょうか。

亀岡教育長

確かに「光村」は、教科書としてとても整理されているように思います。各委員からのご意見を総合しますと、やはり「光村」になりますでしょうか。いかがでしょうか。

-全員、異議なし-

亀岡教育長

それでは、美術は「光村」を採択いたします。次に保健体育に移 ります。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

小南委員

「大修館」は、答申文にありましたように、内容が非常に丁寧に 説明されていると思います。また、「学研」は、文章は抑え気味で すが、簡潔にまとめられています。全体的な分量や内容を考えたと きに、私は「東書」が良いと思いました。「東書」は写真やイラス ト、文章の配置が整理されており、それぞれの分量も適切だと思い ます。また、見た目にも色づかいが優しく、見やすいと思います。 保健編と体育編が学年別に編集されていて、生徒、先生ともに各学 年、年間を明確に見通して学習できると思います。

水野委員

今回、教科書を見せていただいて、とても幅広い内容が取り扱われており、全て学習するとなると子どもたちに負担となるのではと感じました。そのなかでも、心身の発達と心の健康についてはとても大切な内容なので、このあたりが充実しているのがどれかという視点で見ますと「東書」か「大日本」だと思います。 2 社で言いますと、「大日本」は、メンタル面に多く触れられている点と、学年で分かれていませんので、弾力的に扱いやすいと感じました。

花田委員

確かに、「大日本」は現場の先生方のご意見にもありましたが、 写真や図などの資料が非常に充実しており、生徒が興味を持って教 科書を読もうという気持ちになるようなものになっていると思います。スポーツにも親しみを持ちやすい内容となっていると思います。

田中委員

「東書」も「大日本」も進め方は同じですが、「東書」は、「やってみよう」や「考えてみよう」など質問形式になっているので、考えやすいように思います。また、口絵で、自分でスポーツをするだけではなく、健康や安全についていろいろな人たちが支え合って成り立っているという視点が大事にされているのがとても良いと思います。

亀岡教育長

確かに、「東書」の質問をしてクイズ形式で振り返るような形は、 子どもたちにとっては、親しみやすく、自分のこととして考えることができるような気がします。また、「東書」はアスリートの写真についての説明がついていますが、これは子どもたちの特に興味を引く内容だと思います。各委員の意見では「東書」と「大日本」で意見が分かれるところですが、全体的には「東書」の方の意見が多いかと思いますが、いかがでしょうか。

一全員、異議なし一

亀岡教育長

それでは、保健体育は「東書」を採択いたします。

次に技術家庭に移りますが、技術家庭にはご存じのとおり、技術 分野と家庭分野があります。小規模校では、一人の教員が指導する 場合もあるということですが、このあたりはいかがでしょうか。

花田委員

技術分野と家庭分野で異なる教員が指導する場合であっても、関連する内容も多く、生徒にとっても同じ構成の教科書で学ぶ方がよりわかりやすいので、同じ発行社の方が良いかと思います。

亀岡教育長

他にご意見はありませんでしょうか。

田中委員

同じ出版社で良いと思います。

亀岡教育長

技術分野と家庭分野は同じ発行者のものを採択という形でよろしいでしょうか。

一全員、異議なし一

亀岡教育長

それでは、技術家庭に移ります。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。技術分野と家庭分野についてあわせて ご意見をお願いします。

花田委員

「東書」はワイド版でその分、情報量は多く、見やすくなっています。しかし、「開隆堂」は小さい中にもしっかりと工夫されていて、必要な情報は詰まっていると思います。また、全体的に「開隆堂」は見やすく、たとえば、家庭分野の222ページに「くらしの中のマークを探してみよう」というものがありますが、色分けされ、とても見やすくなっています。「教図」は学習の振り返りができるようにとても丁寧な工夫がされています。どの教科書も非常にきれいで見ているだけで楽しくなるもので、甲乙つけがたいですが、1社となりますと、「開隆堂」が良いと思います。

小南委員

「東書」は、技術分野・家庭分野ともに各節の最初の目標が具体的に示されており、自ら課題意識を持って取り組むことができるよう工夫されています。また、「開隆堂」の技術分野に載っているPDCAサイクルは、学習を進めるのにわかりやすく、役立つものだと思います。技術分野の「学習のまとめ」の「生活に生かそう」が充実しており、「探究」のページとともに活用について考えることができるようになっています。総合的に判断しますと、「開隆堂」が良いと思います。

水野委員

「開隆堂」に関しては、家庭分野のごはんの写真がすごくおいし そうなものばかりでインパクトがありました。ただ、「東書」に関 しても、情報量が豊富で、写真もたくさん掲載されており、生徒の 興味・関心を引き出そうと工夫されています。レイアウトも工夫さ れており、量も適切だと思います。

田中委員

どの教科書も本当に工夫されていると思います。「教図」は、特

に技術分野の「生物育成に関する技術」の単元で、野菜作りを丁寧に取り上げ、興味を引き出した上で、各項目に入っているのは興味深いと思いました。「東書」は、家庭分野のミシンのイラストや使い方の図面はとても丁寧でわかりやすいものだと思います。両分野とも、内容的にも、かなり詳細に書かれていますので、自分で教科書を見て学習を進められるものだと思います。ただ、技術、家庭の授業時間数から考えますと、よく整理がされていて、コンパクトにまとめられている「開隆堂」が適切かと思います。

鲁岡教育長

「東書」「教図」「開隆堂」とも技術分野の実習の基礎的な技能や 安全面についてはしっかりと配慮されているかと思います。総合的 には「開隆堂」が良いというご意見が多かったように思います。「開 隆堂」でよろしいでしょうか。

-全員、異議なし-

亀岡教育長

それでは、技術・家庭は「開隆堂」を採択いたします。最後に英語をお願いします。

松下指導監

(答申文を読む)

亀岡教育長

それでは、協議に入ります。ご意見をお願いします。

水野委員

全社とも段階的な学びを意識されている点は、素晴らしいと思いました。その中で、イラストが今の子どもたちに受けそうなのは「東書」だと感じました。また、社会問題に切り込んでいたり、コミュニケーション能力を伸ばそうとしている意図が一番感じられました。

小南委員

「東書」は、本文と文法などがそれぞれ左ページ右ページに分けて示されていますので、すっきりとし学習しやすいと思います。また、日常的な会話を随所に盛り込んでおり、内容的にも工夫がされています。人権についても、フェアトレードなど幅広く取り扱われています。また、1年生から3年生まで系統立てた題材で、社会や世界が広がり、関心を深めるような構成になっていると思います。

田中委員

「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく配置しているという点を考えますと、「東書」「三省堂」「開隆堂」が良いと思います。この3社の中から、日常的な会話について見てみますと、一番はじめに取り上げている場面設定は、「東書」は体調を尋ねる場面、「三省堂」は謝る場面、「開隆堂」は自己紹介というように各社とも工夫されていますが、実践的に考えますと「東書」の設定が良いと思いました。また、「東書」は小学校の国語で学習する教材「おてがみ」や「ずっとずっと大好きだよ」が巻末の「名作鑑賞」のページに掲載されているのは、子どもたちにとっても関心が高まるものだと思います。

亀岡教育長

「光村」は答申にもありますが、中学生が実際に経験するような 人間関係を取り上げているのが、良いと思います。「教出」は写真 が多く、具体的にイメージしやすいと思います。また、別冊では、 基本文や語句の定着がはかられるように構成されています。「学図」 の点字を取り扱っているのは、コミュニケーションという意味で は、非常に興味深いですね。

花田委員

各社とも本当に工夫されていると思いました。生徒が英語を学びたい、英語を使いたいと思ってもらうような工夫がそれぞれにされているのが印象的でした。なかでも、「東書」のオリンピック招致のプレゼンテーションを行った佐藤真海さんやタイムリーなノーベル平和賞受賞者のマララさんのスピーチが取り上げられているのは、さらにもっといろいろなものを読んでいこうというような生徒の興味につながっていくのではないかと思いました。

亀岡教育長

ひととおりご意見をいただきました。各委員のご意見から「東書」 が良いのではという声が多かったように思いますがいかがでしょ うか。「東書」ということでよろしいでしょうか。

一全員、異議なし一

亀岡教育長

それでは、英語は「東書」を採択いたします。

以上、中学校教科用図書の採択はすべて決定しました。

改めて、松下選定委員長、平成28年度使用教科用図書の確認を お願いします。

松下指導監

それでは確認をさせていただきます。

国語「学図」学校図書株式会社

書写「東書」東京書籍株式会社

地理「東書」東京書籍株式会社

歴史「東書」東京書籍株式会社

公民「東書」東京書籍株式会社

地図「東書」東京書籍株式会社

数学「啓林館」新興出版社啓林館

理科「啓林館」新興出版社啓林館

音楽(一般・器楽)「教芸」株式会社教育芸術社

美術「光村」光村図書出版株式会社

保健体育「東書」東京書籍株式会社

技術・家庭「開隆堂」開隆堂出版株式会社

英語「東書」東京書籍株式会社

以上でございます。

亀岡教育長

ありがとうございました。

以上で教科用図書採択に係ります議案は終了となりましたので、 退席される傍聴人はご退席ください。

それでは、日程第4 教委議案第20号「大東市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

伊藤総括次長

教委議案第20号「大東市立生涯学習センター条例施行規則等の

一部を改正する規則について」提案理由をご説明いたします。

この一部改正規則は、合計 9本の生涯学習部所管の各規則において、主に3つの理由から、条文や様式の文言の変更を行うことに伴

い、教育委員会に上程するものです。少し長くなりますが、よろし くお願いいたします。

1つめは、「まなび南郷」のボランティアルームについてです。新旧対照表の13ページ、大東市公共施設予約システムに関する規則の新旧対照表の右の欄の第3条をご覧ください。「(ボランティアルームを除く。)」を削除しております。ボランティアルームにつきましては、昨年7月の教育委員会で、これを一般の方々の利用に供することを内容とする規則の一部改正に伴い、「ボランティアルームの使用は10月1日からですが、公共施設システムの変更に少なからず費用がかかることから、北条体育館等の開設準備に合わせてシステムを整備することとし、当面の施設予約は西部図書館の窓口で行う」ことをご報告しておりました。この度、北条コミュニティセンター開設準備に伴うシステム変更に合わせて変更を行い、試験運用が終了しましたので本規則の一部改正を行うものです。

次に、2番目の改正理由についてですが、後ほど一般業務報告でご報告する北条体育館と北条グラウンドを規定する「北条コミュニティセンター条例施行規則」が5月19日に制定されました。この条文の中で、公共施設予約システムの予約手続について再度確認を行い、より現状に合致するような条文といたしました。これに伴い、同様に公共施設予約システムを用いて使用の予約を行っている施設の予約手続を規定する規則におきまして、同様の表現となるよう該当する条文の文言の整備を行いました。これにより、新旧対照表1~3ページの「生涯学習センター条例施行規則」の第2条と、これに関係する第5条、第8条、第12条を改正しています。また、新旧対照表5~6ページの「生涯学習ルーム条例施行規則」の第2条とそれに関係する第5条、新旧対照表7~8ページの市民体育館やテニスコートを規定する「体育施設条例施行規則」の第2条、新旧対照表17ページの公民館を規定する「総合文化センター条例施

行規則」の第17条、新旧対照表19~21ページの歴史民俗資料館、四条体育館、四条グラウンドを規定する「歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則」の第7条、第11条、第22条を改正しています。

最後に3番目の改正理由は、暴力団排除に関しての一部改正です。大阪府では平成25年に暴力団排除条例を制定し、暴力団に対する対応を厳格にするとともに、府内各市に対して共同歩調を求めてきました。本市におきましても、それを受け、市の事務事業や市民生活から暴力団を排除すべく、同年6月に暴力団排除条例を制定し、公の施設の設置条例など関係条例についても、暴力団の利益になるおそれがあるときは使用を許可しないことができる規定を盛り込みました。

今回の改正は、各施設の使用申請をしようとする者に対して周知を徹底するため、各施設の申請書の様式において、「施設の使用に当たり暴力団の利益となる行為を行わないこと」「暴力団の利益になると判断され、使用許可を取り消された場合にその賠償を求めないこと」「記載された個人情報で警察に照会することに同意すること」の3つの項目について誓約を求めることができるように付け加えたものです。

これにより、当部所管の公共施設予約システムにより使用予約ができる施設にあっては、新旧対照表 15ページの公共施設予約システムの登録申請書、公共施設予約システムにより使用予約できない施設にあっては、新旧対照表における、9ページの龍間運動広場の使用許可申請書、11ページの青少年野外活動センターの使用許可申請書、18ページの文化ホール・市民ギャラリー使用許可申請書、23ページの堂山古墳群史跡広場禁止行為等許可申請書、25ページの文化情報センターの使用許可申請書に、暴力団排除に関する誓約事項が追加されることになります。

なお、この規則の施行期日は公布の日となります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

ただいまの提案理由ですが、議案を見ていただくと第1条から第9条まであり、9つの施行規則を改正するということで条立てになっています。順に説明させていただきますと、第1条の大東市立生涯学習センター条例施行規則、第2条の大東市立生涯学習ルーム条例施行規則、第3条の大東市体育施設条例施行規則、第4条の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第5条の大東市公共施設予約システムに関する規則、第6条の大東市立総合文化センター条例施行規則、第7条の大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例施行規則、第8条の大東市立堂山古墳群史跡広場条例施行規則、第9条の大東市立文化情報センター条例施行規則ということで、9つの部門の条文整備、予約システム、暴力団排除の文言、このあたりを改正するということです。

伊藤総括次長

亀岡教育長

花田委員

はい。

それでは、ご意見、ご質問があればお願いします。

改正内容を整理すると、「まなび南郷」のボランティアルームを除く部分の削除、予約システムの変更に伴って各規則の該当部分を変更することと、暴力団排除に関する文言を申請書の様式に追加すること、施設がたくさんあるので条文が多くなっていますが、理由としてはこの3つでよろしいですね。

亀岡教育長

それでは、この件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

この案件に関しまして、承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第21号「大東市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

伊藤総括次長

教委議案第21号「大東市公共施設予約システムに関する規則の 一部を改正する規則について」提案理由をご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、公共施設予約システムにおいて、使用の予約ができる施設として、現在オープンに向けて準備中である北条体育館と北条グラウンドを加えるための改正です。また、この改正に並行して、第3条の施設のならびについて、概ね、生涯学習課、スポーツ振興課、その他の課の順に並ぶように、並び替えを行っています。なお、北条体育館と北条グラウンドのオープンは、平成28年4月1日の予定で、施設の使用許可申請は使用予定日の2か月前から行えるため、この一部改正の施行日は、平成28年2月1日からとしています。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この案件に関して、ご意見、ご質問があればお願いします。

ないようですので、この案件につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

この案件に関しまして承認といたします。

続きまして、日程第6 教委議案第22号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則について」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第22号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員 会規則について」提案理由をご説明いたします。

この規則は、5月の教育委員会で報告した「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」の設置について、6月の市議会で大東市附属機関条例の一部改正が可決されたことに伴い、その組織や運営方法を規定するために制定するものです。

この規則が規定する内容についてですが、第2条には、文化財に

ついて学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者の うちから教育委員会が5人の委員を委嘱し、任期は2年とすること など組織の詳細が規定されています。第3条には会議の開催方法、 第4条には関係者に意見聴取できることが定められています。ま た、飯盛城は、大東市と四條畷市にまたがっており、国の史跡指定 を目指すためには両市の足並みを揃え、一体的な運営が必要となる ため、第5条には両市の専門委員会が連携を図り、担任事務を遂行 すると定めています。

なお、この規則は、公布の日から施行することとしています。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

小南委員

専門委員の任期が2年となっておりますが、この2年という設定 については、2年の調査研究で何らかの結論が出ると考えておられ るのでしょうか。

黒田参事

2年というのは、2年で調査研究の結論が出るというわけではございませんが、専門委員会のご意見を聞きながら、両市が調査を進めていく上で、新たな事実等が発見された場合、また、現状の専門委員の先生の他に追加で来ていただくことなども想定した上で、任期を2年ということで定めております。

国の史跡等を目指すということで5年を目途に考えていますので、その間に新たな事実や動きがあれば、専門委員会の構成のメンバーや人数といったこともフレキシブルに考えていかなければいけないと考えています。

小南委員

3年目以降にも、組織自体にも新たな動きがあるかもしれないということですね。

黒田参事

動きがあるかもしれませんし、このまま2年更新ということで同

じ委員のメンバーの方でいくことになるかもしれませんし、そのあ たりはまた教育委員会の方で考えてまいりたいと思います。

小南委員

亀岡教育長

途中で資料等がそろいましたら、経過報告をお願いします。

それでは、この案件につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

【举手全員】

亀岡教育長

この案件に関しまして承認といたします。

続きまして、日程第7 教委議案第23号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

黒田参事

教委議案第23号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員 会の委嘱について」提案理由をご説明いたします。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会については、先ほどの議案でご説明したとおり、飯盛城址の国史跡指定を目指すにあたり、その前提となる具体的な調査・研究について、考古学をはじめとする関連する各分野の専門家の観点から総合的に指導・助言を受けるために設置するものです。

委員の定数は5人以内で、任期は2年となっています。今回、委嘱する委員にご提案する方は、考古学分野からは中・近世の城館研究の第一人者である滋賀県立大学の中井均教授、辰馬考古資料館の上原真人館長、城郭学分野からは高槻市立しろあと歴史館の中西祐樹館長、文献学分野からは大阪市立大学大学院の仁木宏教授、保存修景分野からは奈良国立文化財研究所の内田和伸室長の5人です。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらお願いい たします。

亀岡教育長

黒田参事

四条畷市と同じメンバーで委嘱をするということですね。

そのとおりです。四条畷市の教育委員会と事前に調整をいたしま

して、また、大阪府教育委員会の文化財保護課とも協議いたしまして、大阪府からの推薦の方もございました。そういったことも含めて協議した結果、この5人の方でスタートしようということで上程させていただいております。

亀岡教育長

それでは、この案件につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

この案件に関しまして承認といたします。

本日は、会議時間の関係から一般業務報告案件は、質問等あれば 随時事務局に質問していただくこととします。

以上

平成27年7月30日

亀岡教育長

小南委員